

第3次那須塩原市配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護等 に関する基本計画

～男女間のあらゆる暴力の根絶を目指して～



令和5(2023)年4月

那須塩原市

男女間のあらゆる暴力の 根絶を目指して



配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者からの暴力の被害者は多くの場合女性であり、特に経済的自立が困難な女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなっています。

さらに近年はSNSなどで、安易につながりを持った男女間で起きる暴力が問題になるなど、複雑・多様化しています。

本市では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、平成24年3月に第1次計画となる「那須塩原市配偶者からの暴力防止基本計画」、平成29年3月に「第2次那須塩原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定し、関係機関等と連携しながら、配偶者等からの暴力防止に係る啓発活動や被害者に対する相談・支援体制の強化に取り組んできました。

この度、計画の見直しを行い令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする『第3次那須塩原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画』を策定しました。この計画では、前計画の取組状況を検証し、基本目標を継承するとともに、複雑・多様化するDV被害の現状に合わせて、予防啓発の推進と支援体制の充実を重点に取り組んでいきます。

男女間のあらゆる暴力の根絶を目指して、関係機関・団体等との連携をより一層強化し、市を挙げて取り組んでいきますので、これまで以上に、市民の皆様の深い御理解と御協力をお願いします。

結びに、本計画の改訂に当たり、貴重な御意見・御提言をいただきました策定委員の皆様をはじめ、関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和5年4月

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

目 次

第1章 第3次基本計画策定に当たって

- 1 計画策定の背景・趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1～2
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～4
- 5 計画の進行管理・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5

第2章 那須塩原市の現状と課題

- 1 那須塩原市のDV現状
 - (1) 市民意識調査から見たDVの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～10
 - (2) DV相談の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～12
- 2 「第2次那須塩原市配偶者からの暴力防止基本計画」の取組と成果
 - (1) 施策評価の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (2) 評価の総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12～13
 - (3) 基本目標別の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13～17
- 3 那須塩原市の現状と前計画の取組から見てきた課題・・・・・・・・ 18

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念・基本的な方向性
 - (1) DV防止啓発及び人権教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (2) 安全確保の最優先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (3) DV被害者の立場に立った切れ目のない支援・・・・・・・・・・ 19
- 2 基本目標・計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 3 事業を選定するに当たって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - ・第2次那須塩原市配偶者からの暴力防止基本計画（前計画：平成29年3月策定）の具体的な施策一覧と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21～22
 - ・本計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり

- 1 市民へのDV防止啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 学校における人権教育や男女共同参画教育の推進・・・・・・・・ 25～26

- 3 職務関係者等への研修の実施 26～27
- 4 再発防止に向けての調査・研究 27

基本目標Ⅱ DV被害者の早期発見及び相談体制の充実

- 1 DV被害者を早期に発見するための環境づくり 28～29
- 2 関係機関と連携した相談体制の充実 29～30
- 3 障害者・高齢者・外国人への対応の充実 30～31
- 4 DV被害者を孤立させないための情報提供の推進 31～32
- 5 苦情への迅速かつ適切な対応の推進 32

基本目標Ⅲ 安全に配慮した支援体制の充実

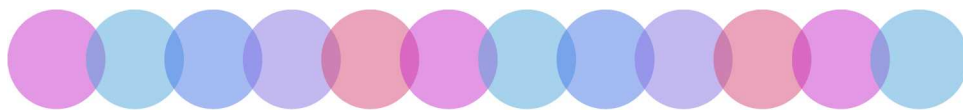
- 1 DV被害者の安全対策の強化 32～33
- 2 DV被害者の支援者等の安全対策の徹底 33

基本目標Ⅳ DV被害者の自立に向けての支援の充実

- 1 DV被害者の保護のための支援 34
- 2 司法的解決に向けた支援 34
- 3 心の回復に向けた支援 35
- 4 子どもに対する支援 35
- 5 個人情報の保護 36～37
- 6 住居確保のための支援 37
- 7 経済的自立のための支援 37～39

参考資料

- 那須塩原市男女共同参画社会に関する市民意識調査(平成27年・令和3年) . . . 40～50
- 計画策定の経緯 51
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 52～67
- 那須塩原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画
策定委員会設置要綱 68
- 那須塩原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画
策定委員会委員名簿 69



第1章

第3次基本計画策定に当たって



第1章 第3次基本計画策定に当たって

1 計画策定の背景・趣旨

配偶者からの暴力（※1）（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。しかし、家庭内などの親しい間柄で起きることから表面化しにくく、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

また、DVは児童虐待と密接に関係していることが指摘されており、配偶者間のみならず家庭内全体の問題となっています。

国は平成13(2001)年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」（平成13(2001)年10月施行）を制定し、国及び地方公共団体にDVの防止と被害者の保護を図る責務があることを明示しました。

その後、平成19(2007)年7月の法改正（平成20(2008)年1月施行）により、保護命令の拡充のほか、都道府県にのみに義務付けられていた配偶者暴力相談支援センター業務の実施や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定が市町村の努力義務とされるなど、市町村の役割が大きくなりました。

このため本市では、平成24(2012)年3月に「那須塩原市配偶者からの暴力防止基本計画」、平成29(2017)年3月には、「第2次那須塩原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、関係機関等と連携しながら、配偶者等からの暴力防止に係る啓発活動やDV被害者の相談、安全確保から自立までの切れ目のない支援に取り組んできました。

現在、事業の推進により市民のDVに対する認識も徐々に高まってきてはいますが、本市へのDV相談件数は減少傾向にあるとは言えず、複雑・多様化（※2）する相談への対応や自立支援、未然防止策等、DV対策の更なる推進が求められています。

このような状況の中、現計画である「第2次那須塩原市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する基本計画」の計画期間が令和5（2023）年3月に終了すること

から、これまでの取組状況を踏まえ、課題を整理し、DV対策を計画的・継続的に進めるため、新たに第3次那須塩原市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する基本計画をここに策定するものです。

※1 配偶者からの暴力とは

「配偶者からの暴力」とは婚姻関係にある相手方（事実婚を含む）のみでなく、離婚した元配偶者（事実婚にあったものを含む。）、生活の本拠を共にする（またはしていた。）交際相手からの暴力も含まれます。（DV防止法第1条及び第28条の2参照）

なお、DV防止法では配偶者からの暴力とは「身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」と定義されており、身体的暴力のみならず、精神的、性的、社会的、経済的暴力も含まれます。

当市では、上記のほか通常の交際相手からの暴力の相談についても対応しています。

※2 DVの複雑化・多様化

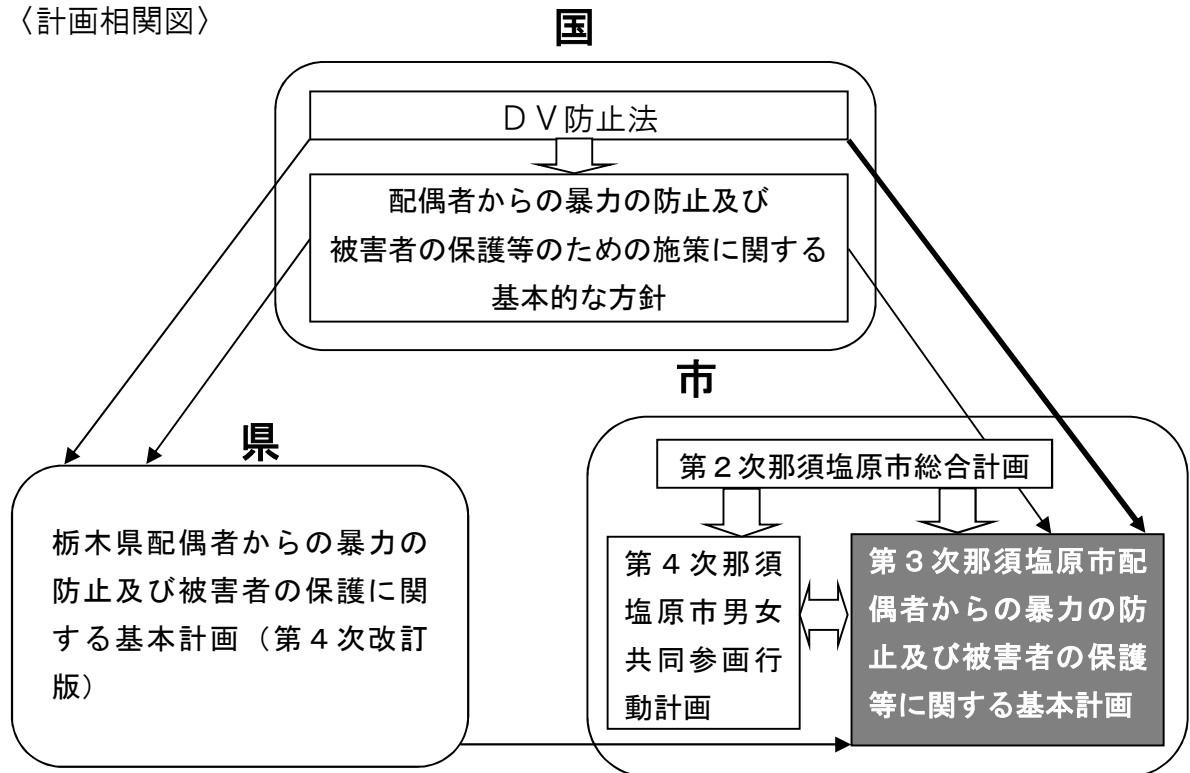
「複雑化」とは、身体的な暴力のみでなく、モラハラなどの精神的DVや生活費を渡さないなどの経済的DVが複合的に重なることや、DVの加害者・被害者が精神疾患を抱えていたりすることで、様々な問題が絡み合っていることを指します。

「多様化」とは、婚姻関係にある配偶者間のDVだけでなく、元配偶者や交際相手からの暴力を受けるデートDVなどの関係性の様態が多岐にわたっていることを指します。

2 計画の位置付け

- ① 本計画は、DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画です。
- ② 本計画は、「第2次那須塩原市総合計画」の部門別計画であり、「第4次那須塩原市男女共同参画行動計画」との整合性を図るとともに、DV防止に対する施策の基本的方向と具体的な施策を明らかにするものです。

〈計画相関図〉



3 計画の期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

なお、法の改正等により、基本的な事項の見直しや新たに取り組む事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

4 計画の推進体制

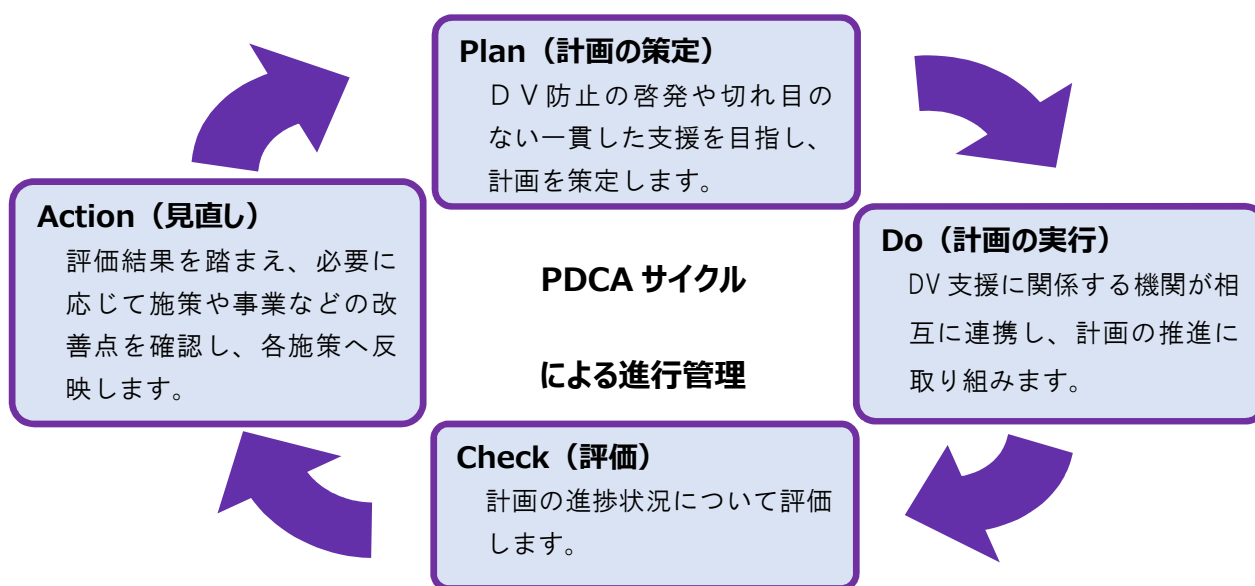
DVは様々な問題が複雑に絡んでいることが多く、一つの機関だけで対応することは困難です。市民のDVに対する意識の向上や被害者の適切な支援を進めるために、市民、事業者、行政が連携・協力しながら、それぞれの役割を果たすことが大切です。

DV防止の啓発やDV被害者の発見・相談・保護・自立支援等のそれぞれの段階で庁内関係課や関係機関（※3）が連携・協力し、被害者の立場に立って、切れ目のない多様な支援を推進していきます。

5 計画の進行管理・評価

計画の進行管理は、策定・実行・評価・見直しを繰り返すPDCAサイクルの考えをもとに、計画における各取組の進捗状況について評価し、計画を推進するものとします。また、進捗状況の評価は、策定に携わった関係者で構成する「庁内推進委員会」などを組織し行います。

本計画は、計画の進捗状況などの評価結果により、必要に応じて計画の見直しを行います。



※3 庁内関係課・関係機関

D V 啓発の関係機関

・ 庁内関係課（市民協働推進課、学校教育課、生涯学習課等）・人権擁護委員・学校等

D V 発見の関係機関

・ 庁内関係課（市民課、社会福祉課、健康増進課等）・警察・民生委員

D V 相談の関係機関

・ 庁内関係課（子育て相談課、社会福祉課）・国、県の相談窓口（パルティ等）
・ 警察・ウイメンズハウスとちぎ・民間シェルター等

D V 保護の関係機関

・ 庁内関係課（子育て相談課）・県一時保護所・警察・民間シェルター等

D V 被害者支援の関係機関

・ 庁内関係課（社会福祉課、健康増進課、都市計整備課等）・社会福祉協議会・ハローワーク等



第2章

那須塩原市の現状と課題



第2章 那須塩原市の現状と課題

1 那須塩原市のDVの現状

(1) 市民意識調査から見たDVの状況

市民のDVに関する意識や状況については、令和3(2021)年10月に実施した「那須塩原市男女共同参画社会に関する意識調査」及び令和3(2021)年3月に内閣府で行われた「男女間における暴力に関する意識調査」を基に分析しています。(調査の詳細については、資料p.40~50を参照)

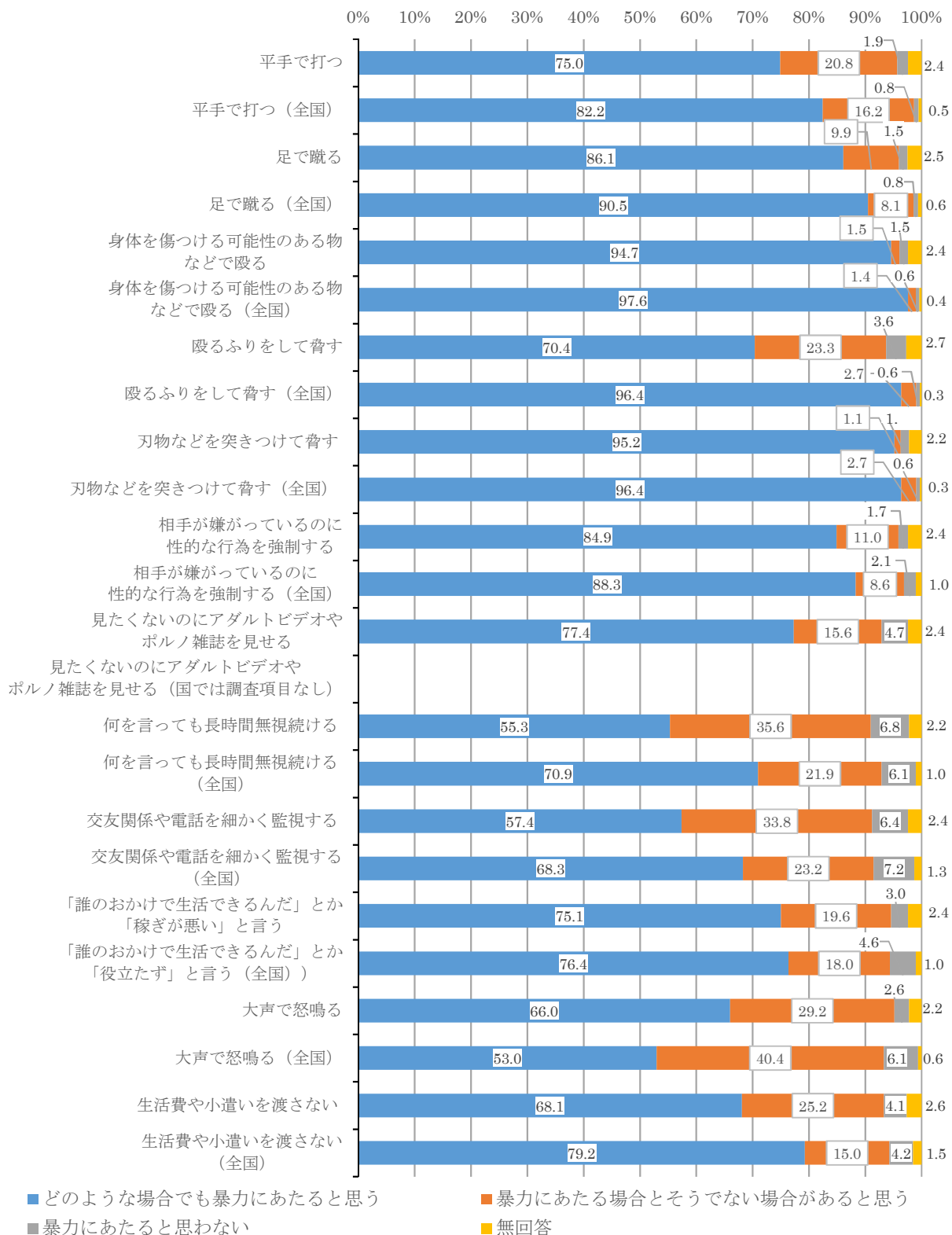
市の意識調査と内閣府の意識調査を比較すると、「どのような行為が暴力に当てはまるか」という問いに対し、「平手で打つ」「足で蹴る」「物で殴る」「刃物などを突きつけて脅す」等の身体的暴力については、市、国とも概ね高い割合で暴力に当てはまると回答していますが、いずれの項目も市は国より低い割合となっています。

また「誰のおかげで生活出来るんだ。」「生活費を渡さない。」等精神的・経済的暴力については、市、国とも身体的暴力に比べに暴力に当てはまると回答している比率が低くなっており、「大声で怒鳴る」を除いて暴力に当てはまると市が回答した割合は国より低くなっております。

市民のDVに対する意識の変化については、平成27(2015)年10月と令和3(2021)年10月に実施した「那須塩原市男女共同参画社会に関する意識調査」を基に分析しました。

「平手で打つ」「足でける」刃物などを突きつけて脅す」「身体を傷つけるものを投げる」等身体的暴力では、「平手で打つ」がどのような場合にも暴力にあたると回答した割合は、平成27(2015)年は61.8%であったのに対し令和3(2021)年は75%と13.2ポイント増加していますが、その他は平成27(2015)年と令和3(2021)年はほぼ同じ割合となっています。また、「誰のおかげで生活できるんだ。」「相手が嫌がっているのに性的な行為を強要する。」「見たくないのにアダルトビデオやポルノ雑誌を見せる。」「大声で怒鳴る」「生活費等を渡さない。」等の精神的・経済的暴力は、「どのような場合も暴力にあたる」と回答した割合は、「誰のおかげで生活ができるんだ。」と「生活費等を渡さない」は、平成27(2015)年と令和3(2021)年でほぼ同じ割合となっていますが、それ以外は以前より割合が高くなっています。

Q：配偶者・パートナー・恋人の間で行われた行為を暴力と感じる割合



出典：【那須塩原市男女共同参画社会に関する市民意識調査】（令和3（2021）年）

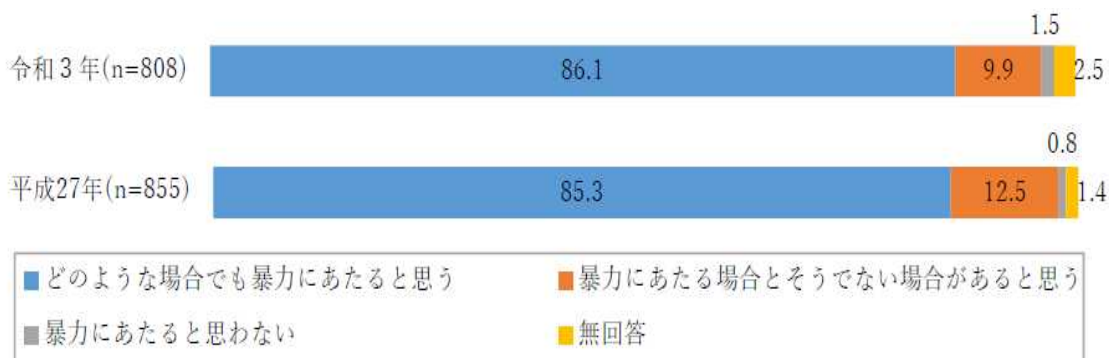
出典：【男女間における暴力に関する調査報告書（内閣府男女共同参画局）】（令和3（2021）年）

市民意識調査の全体的な傾向として、ほぼ全ての項目について、どんな場合でも暴力に当たると回答した割合が、内閣府の調査と比較していずれも低い割合となっています。

市民意識を実施した平成27(2015)年、令和3(2021)年の比較については、ほとんどの項目において「どのような場合でも暴力に当たる」と思う人の割合が全体的に増加しています。

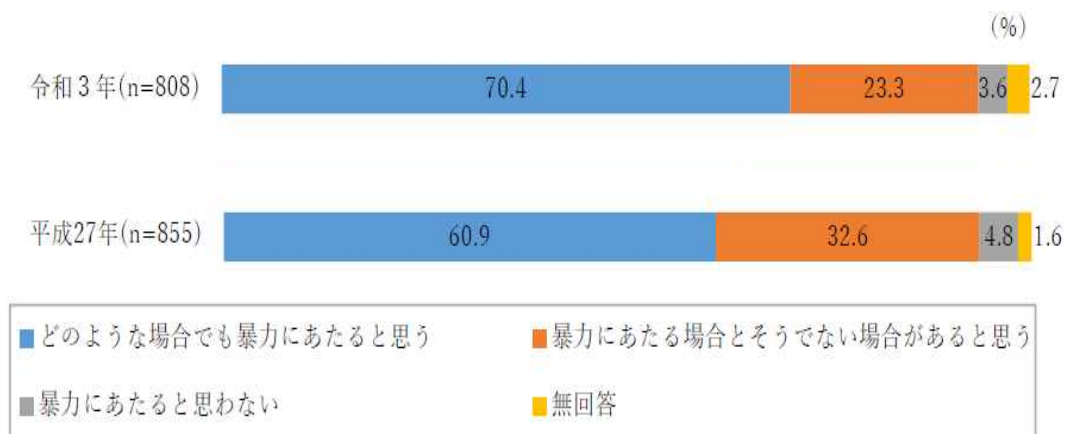
特に前回調査から大きく変わっている項目は、13.2ポイント高くなっている『平手で打つ』と9.5ポイント高くなっている『殴るふりをして脅す』という項目です。以前から比較的高い割合で「どのような場合でも暴力にあたる」と認識していた「足でける」等の項目についても、高い割合を維持しています。これらの結果から、市民のDVに対する意識が徐々に形成されていることが伺えます。しかしながら、「平手で打つ」の項目の年齢別の割合を見ると、20代が「どのような場合でも暴力に当たる」と回答している割合が他の世代に比べ一番低くなっています。

Q：配偶者・パートナー・恋人の間で行われた「足でける」を暴力と感じる割合



出典：【那須塩原市男女共同参画社会に関する市民意識調査】(令和3年)

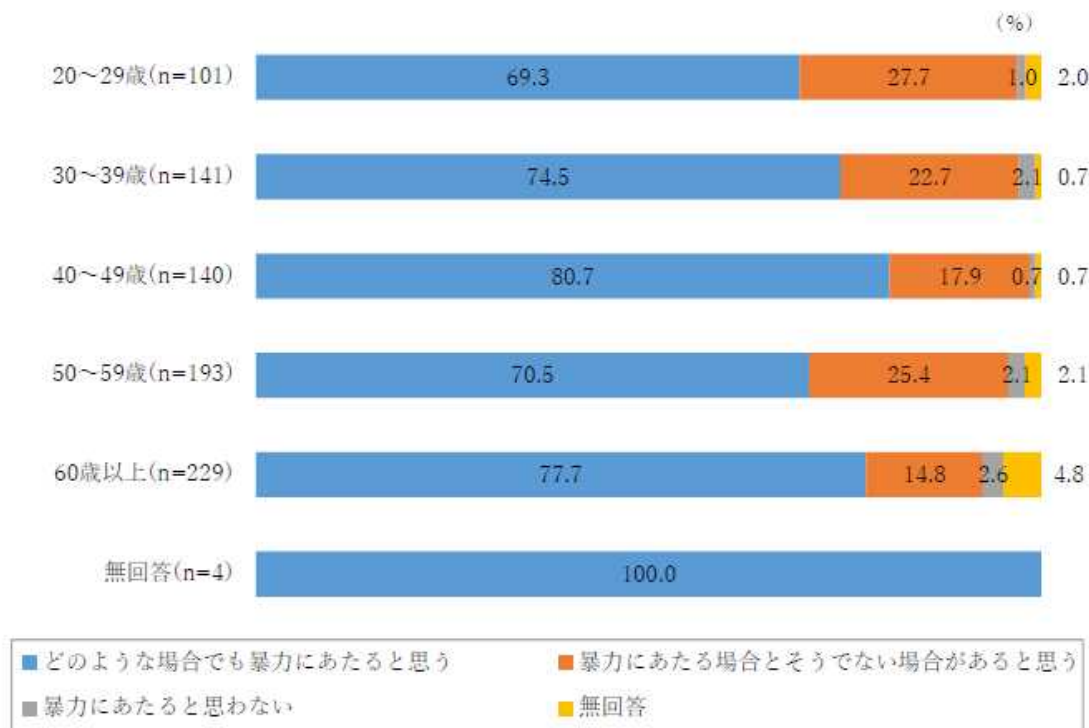
Q：配偶者・パートナー・恋人の間で行われた「殴るふりをして脅す」を暴力と感じる割合



出典：【那須塩原市男女共同参画社会に関する市民意識調査】(令和3年)

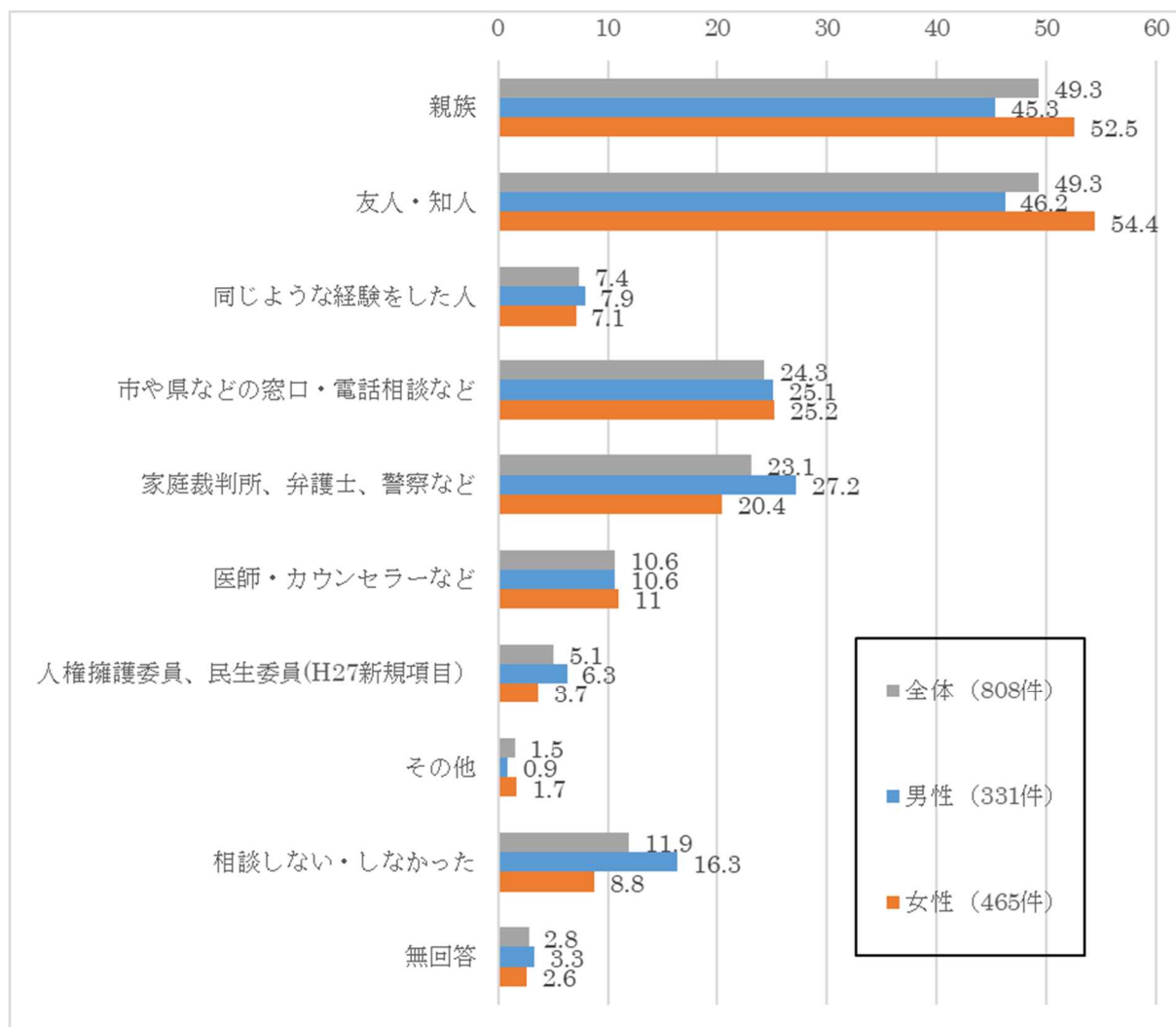
「平手で打つ」について年代別に見ると、40～49歳が80.7%と最も高く、次いで60歳以上が77.7%、30～39歳が74.5%などの順になっています。

Q：配偶者・パートナー・恋人の間で行われた「平手で打つ」を暴力と感じる割合（年代別）



出典：【那須塩原市男女共同参画社会に関する市民意識調査】（令和3年）

Q：今後もし暴力を「受けたり、見聞きしたら」、あるいは今までに「受けたり、見聞きしたことがある」場合は、だれに打ち明けたり、相談したりしますか、または相談しましたか

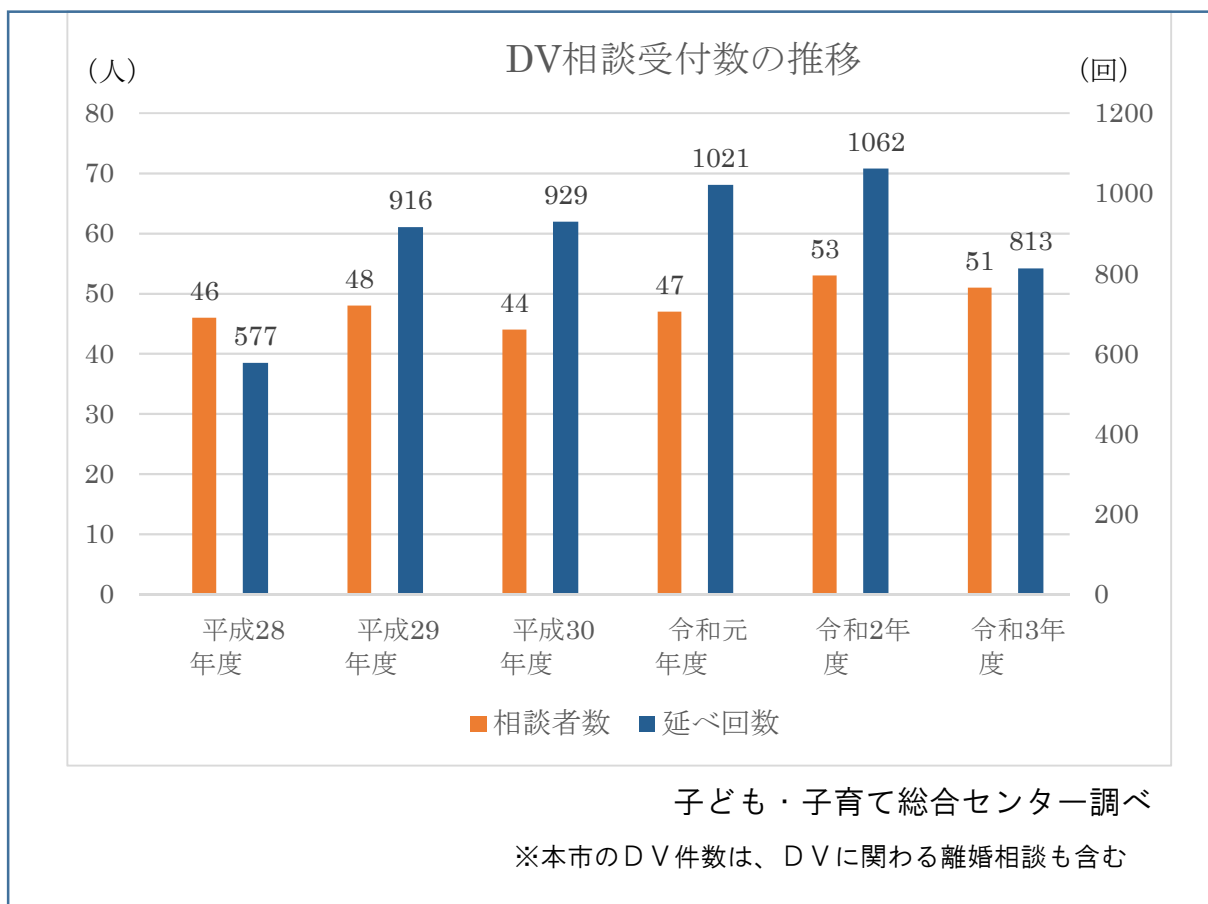


配偶者・パートナー間の暴力があった時の相談先については「親族」と「友人・知人」が49.3%で最も高く、次いで「市や県の窓口・電話相談」が24.3%となっています。「市や県の窓口・電話相談など」への相談の比較を見ると、平成27(2015)年から令和3(2021)年では0.9ポイントの微増となっています。また、「相談しない・しなかった」と答えた人の割合は、平成27(2015)年から令和3(2021)年では3.4ポイントの若干の増加となっており、どこにも相談できていない人が一定数おり、相談につながらない状況については大きく変わっていません。

(2) DV相談の状況

本市で行ったDV相談の相談者数は、平成28年度以降50人前後で大きな増減はありませんが、延べ相談回数は令和3(2021)年度には若干減少したものの、令和2(2020)年度まで毎年度増加しています。

このことから、一人当たりの相談回数が増加しており、個々の抱える問題が複雑化・多様化している事が分かります。



令和3(2021)年度の相談の内訳としては、モラルハラスメント等の精神的な暴力が最も多く43人、次に経済な暴力31人、身体的な暴力27人となっています(※1人で複数相談の場合があり、合計は51人にならない)。

平成27(2015)年度の相談者55人の相談の内訳は、身体的暴力35人、精神的な暴力17人、経済的な暴力10人(※1人で複数相談の場合があり、合計は55人にならない。)となっています。

精神的・経済的な暴力が増加している事や相談者が複合的な問題を抱え、複雑化していることが分かります。

なお、DVと子どもに対する虐待との関連は深いものがあり、令和3(2021)年度において、子ども・子育て総合センターで相談を受けた51件の内約7割にあたる36件が児童虐待との関連がありました。

また、DVの相談や訴えはするが、警察への届出や、加害者からの避難などの具体的な手段、行動に移すことができないケースが多く見受けられます。

これらの要因としては、身内を警察に訴えることへの抵抗感や、その後の生活への不安などが考えられます。

2 「第2次那須塩原市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関

する基本計画」の取組と成果

(1) 施策評価の方法

第2次計画となる「那須塩原市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の施策評価に当たっては、事業を主体的に実施する担当課が、前計画での目標とする指標に基づき達成状況について評価検討しました。

評価の段階は以下の6分類としました。

- A：計画どおり進捗した、事業が完了した（達成率ほぼ100%）
- B：目標値近く、おおむね進捗した（達成率おおむね75%以上）
- C：目標には届かないが、進捗している（達成率おおむね50%以上）
- D：事業の実施に向け、動き始めている（達成率おおむね25%以上）
- E：停滞している事業、未実施（達成率25%未満）
- F：評価なし、制度終了

(2) 評価の総括

上記の方法に基づいて評価を行ったところ、全42事業のうち、A評価が28事業、B評価が12事業、C評価が1事業、D評価が1事業、E評価が0事業、F評価が0事業となりました。A評価の事業は全体の66.6%を占め、7割弱の事業が計画どおり進捗した結果となっています。B評価の事業は全体の28.5%を占めおおむね進捗した結果となっています。C・D評価の事業は全体の4.7%を占め、目標には届かないが進捗している、又は実施に向け動き始めているといった結果になっています。E・F評価の事業は0事業で未実施及び制度終了の事業はありませんでした。

全体として、進捗状況はおおむね良好であったと評価できます。

第3次計画では、調査結果でのDVに対する意識の向上を踏まえ、前計画の事業を継承し一層充実・発展させるとともに、市民のニーズを考慮しながら、事業内容の精査を行い、より効果的な事業への切替えや内容変更により事業運営を図っていくことが求められます。

※p 21「第2次配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（前計画：平成29（2017）年3月策定）の具体的な施策一覧と評価」参照

基本目標	事業数	評価ランク					
		A	B	C	D	E	F
I 暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進	9	4	4	0	1	0	0
II DV被害者の早期発見及び相談体制の充実	14	10	4	0	0	0	0
III 安全に配慮した支援体制の充実	4	3	1	0	0	0	0
IV DV被害者の自立に向けての支援の充実	14	10	3	1	0	0	0
V 計画を推進するために	1	1	0	0	0	0	0
事業合計	42	28	12	1	1	0	0

（3）基本目標別の評価

基本目標 I 暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進

基本目標 I は、9 事業のうち A 評価が 4 事業、B 評価が 4 事業、D 評価が 1 事業で、計画どおり、またはおおむね計画どおり進捗しています。

基本施策 1「市民への DV 防止啓発の推進」は、2 事業のうち A 評価が 2 事業となっており、事業 No.1「広報誌等による広報・啓発」については、男女共同参画広報誌「みいな」や市のホームページにより、継続的に周知を行ったことから、A 評価としました。

基本施策 2「学校における男女平等教育や人権教育の推進」は、5 事業のうち B 評価が 4 事業、D 評価が 1 事業となっています。事業 No.3「学校における人権教育の充実」では人権擁護委員と協働し「人権の花運動」「人権教室」を行っていますが、令和 2（2020）年度及び 3（2021）年度は、通常の実施が難しく新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から方法を変更した上で実施したことから、B 評価としました。

また、事業 No.6「DV 防止のための保護者（大人）教育」につきましては、生涯学習出前講座事業での DV に関する出前講座実施が無かったため D 評価となりました。

基本施策 3「職務関係者等への研修の実施」は、1 事業のみで A 評価となっています。事業 No.8 の「市職員、教職員及び医療関係者を対象とした研修」は、庁内関係課職員、教職員及び保育所、幼稚園の職員に対して、DV に関する研修を実施できたことから A 評価としました。

基本施策4「再発防止に向けての調査・研究」は、A評価の1事業となっています。

事業No.9「暴力の未然防止・再発防止のための情報収集」は、栃木県等が開催する婦人相談に関する研修に積極的に参加し、DV対応や被害者保護に関する知識や情報の収集や更新を行っていますが、近年では新型コロナウイルス感染症拡大による研修の中止などが相次ぐ中、可能な限り出席したことから、A評価としました。

基本施策	事業数	評価ランク					
		A	B	C	D	E	F
1 市民へのDV防止啓発の推進	2	2	0	0	0	0	0
2 学校における男女平等教育や人権教育の推進	5	0	4	0	1	0	0
3 職務関係者等への研修の実施	1	1	0	0	0	0	0
4 再発防止に向けての調査・研究	1	1	0	0	0	0	0
計	9	4	4	0	1	0	0

基本目標Ⅱ DV被害者の早期発見及び相談体制の充実

基本目標Ⅱは、14事業のうちA評価が10事業、B評価が4事業となっており、計画どおり、又はおおむね計画どおり進捗しています。

基本施策1「DV被害者を早期に発見するための環境づくり」は、3事業のうちA評価が2事業、B評価が1事業となっています。事業No.10は大きく2つの事業内容に分かれており「民生委員・児童委員、人権擁護委員、医療機関、学校、保育所、地域包括支援センター等に対し、DVに関する知識や通報方法に関して周知を行うことにより、連携・連絡を強化」では、例年実施していましたが、ここ2年は新型コロナウイルス感染症拡大で実施できない期間がありました。また、「要保護児童対策地域協議会実務者会議・ケース会議等での情報共有」は婦人相談員が会議に出席し情報共有を行っていることから、B評価としました。

基本施策2「関係機関と連携した相談体制の充実」は、3事業すべてA評価となっています。事業No.14の「関係機関（市の機関）との連携」は、毎年度、庁内のDV対応のマニュアルを作成したことから、A評価としました。共通理解をすることで組織的な対応が出来るように努めています。

基本施策3「障害者・高齢者・外国人への対応の充実」は、5事業のうちA評価が4事業、B評価が1事業となっています。事業No.18の「地域自立支援協議会を通じ、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所等に対し、相談業務の充実を図り、

障害者虐待防止の観点からの取組について周知」については、地域自立支援協議会の部会においてDV防止に関する情報の共有を行っていますが、令和2・3年度は開催されなかったためB評価としました。

基本施策4「DV被害者を孤立させないための情報提供の推進」は、2事業ともB評価となっています。事業No.22の「DV被害者に対する支援のコーディネート」は、婦人相談員の丁寧な対応により、DV被害者の身辺状況を把握し支援者の有無を確認することで、支援者が不在の場合は、適切な機関につなぎ、孤立を防いでいますが、連携がうまくつながらなかったことからB評価としました。

基本施策5「苦情への迅速かつ適切な対応の推進」は、1事業でA評価となっています。

前計画期間において、DV被害者対応について苦情を受け付けた事は無かったためA評価としましたが、苦情があった場合には関係課と連携し対応する事としています。

基本施策	事業数	評価ランク					
		A	B	C	D	E	F
1 DV被害者を早期に発見するための環境づくり	3	2	1	0	0	0	0
2 関係機関と連携した相談体制の充実	3	3	0	0	0	0	0
3 障害者・高齢者・外国人への対応の充実	5	4	1	0	0	0	0
4 DV被害者を孤立させないための情報提供の推進	2	0	2	0	0	0	0
5 苦情への対応	1	1	0	0	0	0	0
計	14	10	4	0	0	0	0

基本目標Ⅲ 安全に配慮した支援体制の充実

基本目標Ⅲは、4事業のうちA評価が3事業、B評価が1事業となっており、計画どおり、又はおおむね計画どおり進捗しています。

基本施策1「DV被害者の安全対策の強化」は、3事業でA評価が2事業、B評価が1事業となっています。事業No.26の「一時避難場所の確保・支援の強化」は前計画での新規事業の一つで、避難が必要なDV被害相談者が避難を要する場合において、公的機関の一時保護が受けられない場合に一時的な避難場所の提供及び資金の援助を行う制度でしたが、前計画期間では、避難を要する被害者は、公的機関で

の一時保護が適切に行われており、制度利用者は居ませんでした。市では一時避難所を確保できていたことから、A評価としました。

基本施策2「DV被害者の支援者等の安全対策の徹底」は、A評価の1事業となっています。事業No.27の「安全確保のための情報提供」は、相談員の情報管理の徹底をはじめ、相談者及びその支援者に対しても情報漏えいが及ぼす影響などを注意喚起し、逆恨みなどの危険にさらされることが無いよう機密の保持を徹底し、必要な場合には警察への協力も依頼しています。

前計画期間内においては、逆恨みや情報漏えいなどの苦情については見られなかったことからA評価としました。

基本施策	事業数	評価ランク					
		A	B	C	D	E	F
1 DV被害者の安全対策の強化	3	2	1	0	0	0	0
2 DV被害者の支援者等の安全対策の徹底	1	1	0	0	0	0	0
計	4	3	1	0	0	0	0

基本目標Ⅳ DV被害者の自立に向けての支援の充実

基本目標Ⅳは、14事業のうちA評価が10事業、B評価が3事業、C評価が1事業となっており、おおむね計画どおり進捗しています。

基本施策1「自立支援システムの構築」は、8事業のうちA評価が5事業、B評価が3事業となっています。事業No.29の「一時避難所との情報共有」は、すべての一時保護となった被害者について、適切な支援のため、避難先の機関と情報共有を図り、密に連携を行ったことからA評価としました。

基本施策2「生活再建に向けた支援策の充実」は、A評価が5事業、C評価が1事業となっています。事業No.37の「母子生活支援施設の活用」については、前計画期間内での入所は1件のみで入所先との連携があまり取れなかったことから、C評価としましたが、県を通じた一時委託保護など母子生活支援施設について、必要な家庭には対応するなどしています。

基本施策	事業数	評価ランク					
		A	B	C	D	E	F
1 自立支援システムの構築	8	5	3	0	0	0	0
2 生活再建に向けた支援策の充実	6	5	0	1	0	0	0
計	14	10	3	1	0	0	0

基本目標V 計画を推進するために

基本目標Vは、1事業のみとなっており、A評価となっております。

「計画推進及び進行管理体制の強化」は1事業のみでA評価となっております。事業No.42「連絡調整体制の充実」については、前計画に基づき庁内関係部局による庁内推進委員会を開催し、新型コロナウイルス感染症拡大時期についても書面にて開催し進行管理を行いました。

基本施策	事業数	評価ランク					
		A	B	C	D	E	F
計画の推進及び進行管理体制の強化	1	1	0	0	0	0	0
計	1	1	0	0	0	0	0

3 那須塩原市の現状と前計画の取組から見えてきた課題

前計画である第2次計画では5つの基本目標と15の基本施策を設定し、関係各課がそれぞれの業務で42の取組によりDV対策を行ってきました。

意識調査の結果からも、市民のDVに対する意識は高まってきていますが、全国と比べると低いことや市の相談窓口へつながっていないDV被害者もいることから、より一層のDVへ対する意識の向上と相談窓口の周知の継続が課題と考えます。

また、社会の動向として、DVと児童虐待の関係性や新型コロナウイルス感染症拡大でのDV相談件数の増加などが報道されており、実際、本市のDV相談者は令和2（2020）年度には、相談人数、相談回数共に最大となっており、市としても更に関係機関との連携を進め、相談体制の強化をすることも課題となっています。

近年では、マッチングアプリ（※2）などネット上で知り合い、素性の分からない相手からの暴力によりDV被害者となるケースや、高齢者間のDV、精神疾患を伴うDV被害者からの相談など、相談内容も多様化しています。特に、DVについての意識の低い若年層がSNS（※3）などの利用によりトラブルに巻き込まれるケースが増えていることが課題であると考えます。

第3次計画では、前計画の基本目標と基本施策を基調とし、関係機関・団体や関係各課の連携を更に強化し、具体的施策の効果的な実施と事業の充実を図る必要があります。

※2 マッチングアプリとは

スマートフォンなどで利用できるアプリケーションの一種で、異性交際を目的とした者の情報を登録し、その登録情報を見た面識のない異性がメール等の手段にて相互に連絡を取れるようにサービスを提供することで、交際を支援するアプリケーションの総称。

※3 SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）とは

人と人とのつながりを促進・支援するコミュニティ型の会員制サービス。あるいはそういったサービスを提供するWebサイト及びネットサービス。マッチングアプリと違い異性交際を目的としないものが多い。



第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念・基本的な方向性

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、絶対に許されるものではありません。DV対策の推進に当たっては、市民の正しい理解を促し認識を深めるとともに、DV被害者の安全と人権を最大限に尊重する必要があります。

本計画は、「那須塩原市第4次男女共同参画行動計画」基本目標Ⅲ「男女の人権尊重と暴力の根絶」施策の方向Ⅲ-2に掲げている『男女間のあらゆる暴力の根絶』を基本理念としつつ、配偶者からの暴力の防止、被害者の安全確保、自立支援等の施策を総合的かつ一体的に推進するため、前基本計画を継承した3つの「基本的な方向性」に基づいて策定します。

(1) DV防止啓発及び人権教育の推進

DVの防止を図るためには、DV問題への正しい理解と認識が市民に共有される必要があります。併せて子どもの頃からの人権教育を行うことが重要です。今後も継続してDV防止に向けた啓発及び人権教育に取り組みます。

(2) 安全確保の最優先

DVは、被害者の生命・身体の危機に直結するため、適切かつ速やかな被害者の安全確保を最優先しなければなりません。また、被害者が加害者の元から避難した後も、加害者からの追及への対応が大きな課題となります。このため、情報管理を徹底する等、被害者やその親族、支援者等関係者の安全確保を図ります。

(3) DV被害者の立場に立った切れ目のない支援

DV被害者への対応は、通報や相談、保護、自立支援等多くの段階にわたり、様々な関係機関・団体による切れ目のない支援を必要とするため、それぞれの過程において被害者の立場に立った支援を目指します。

2 基本目標・計画の体系

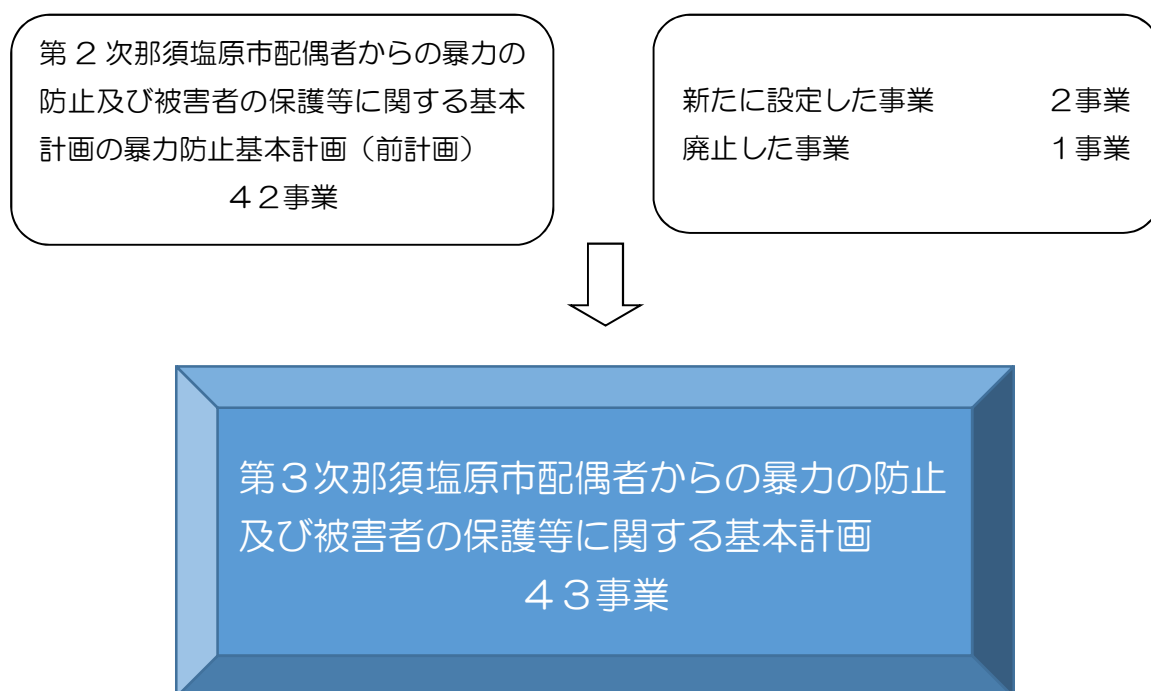
本計画の基本理念である『男女間のあらゆる暴力の根絶』に向けた取組を総合的かつ計画的に行うため、以下の4つの基本目標と18の基本施策を設定し、各種具体的な施策を行います。

- 基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
- 基本目標Ⅱ DV被害者の早期発見及び相談体制の充実
- 基本目標Ⅲ 安全に配慮した支援体制の充実
- 基本目標Ⅳ DV被害者の自立に向けての支援の充実

3 事業を選定するに当たって

本計画の事業の選定に当たっては、「第2次那須塩原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（前計画）」の成果と課題を踏まえ、新たな事業を加えました。

また、具体的な施策には、それぞれ事業ごとに目標を設定し、進行管理を行っていきます。



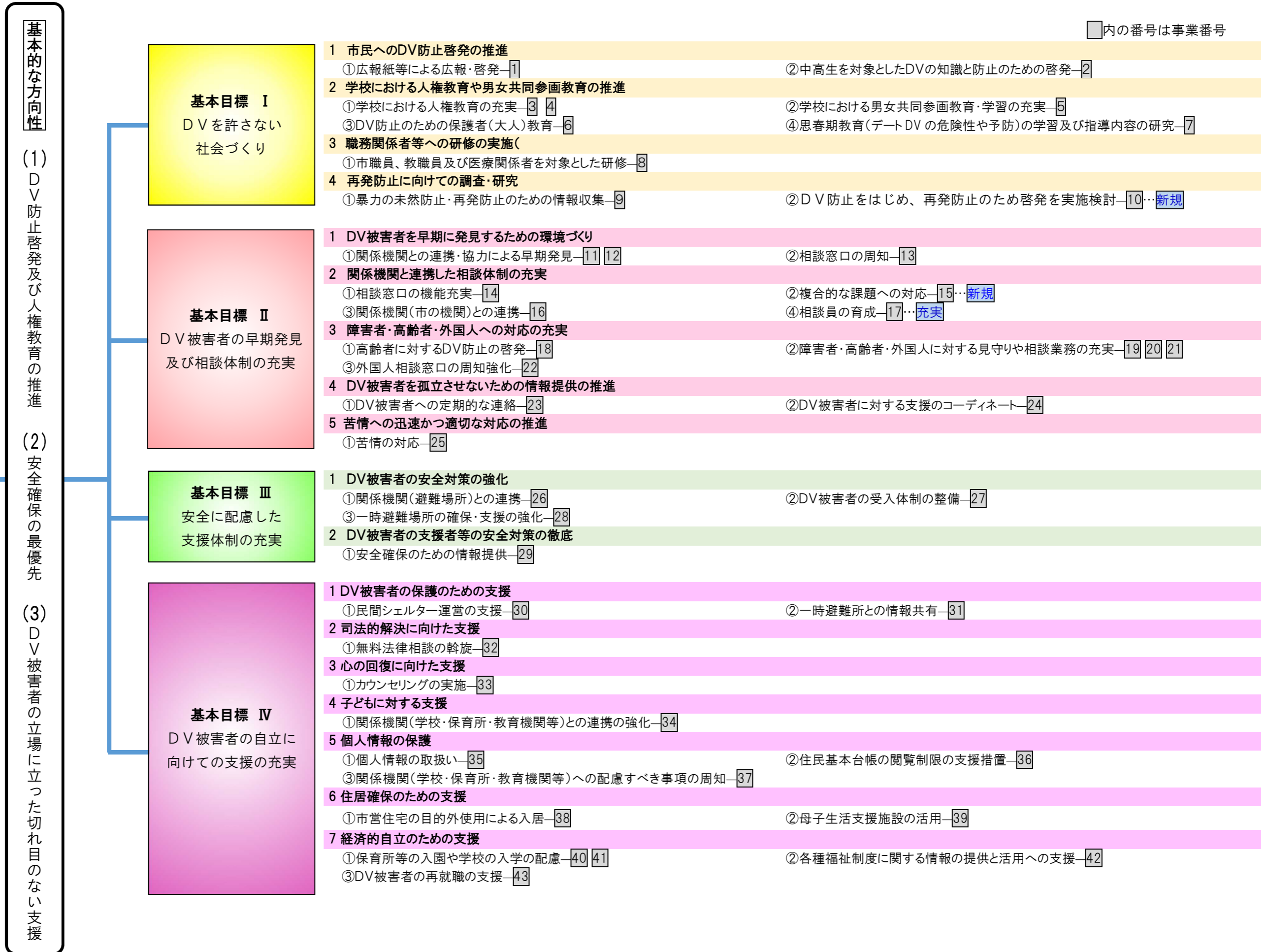
基本目標NO.	基本目標	基本施策NO.	基本施策	具体的な施策	事業No.	事業内容	担当部署	評価 (H29～R3年度までの5年間の見込)	
I	暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進	1	市民へのDV防止啓発の推進	① 広報紙等による広報・啓発	1	男女共同参画広報紙「みいな」や市ホームページなどで、分かりやすい表現に配慮し、より多くの人がDVについての情報を得られるよう工夫に努めます。	市民協働推進課 【関係課】 ・社会福祉課	A	
					1	男女共同参画広報誌「みいな」や市ホームページなどで、分かりやすい表現に配慮し、より多くの人がDVについての情報を得られるよう工夫に努めます。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター） 【関係課】 ・社会福祉課	A	
					2	中高生を対象としたDVの知識と防止のための啓発	若年層からの意識啓発を行うため、学生を対象にDVについての正しい知識の周知に努めます。	市民協働推進課	A
		2	学校における人権教育や男女共同参画教育の推進	① 学校における人権教育の充実	3	基本的人権の尊重を重要な位置付けとして、各小中学校で実施している人権教育や人権擁護委員による人権啓発を推進します。 ア)人権の花運動【対象：小学校】花を児童が協力して育てることを通じて、人権尊重思想を育みます。 イ)人権教室・人権講話【対象：小中学校】人権教室、講話において、人権尊重の大切さを学びます。	社会福祉課	B	
					4	児童・生徒、保護者、教員に対し、人権教育支援訪問を活用した人権教育ワークショップ等を行います	学校教育課	B	
					5	ア)学校での性に関する指導の中で、男女平等の理念やDV防止につながる内容を学習します。 イ)男女平等の理念やDV防止等に関する指導について研究を推進します。	学校教育課	B	
					6	学校やPTAに対し、人権教育（DV防止につながる内容を含む）をテーマとした生涯学習出前講座を実施します。	生涯学習課	D	
		3	職務関係者等への研修の実施	① 市職員、教職員及び医療関係者を対象とした研修	7	ア)中学校の思春期教育として、デートDVの危険性や予防について学習します。 イ)デートDVの危険性・予防方法について指導内容の研究を推進します。	学校教育課 【関係課】健康増進課	B	
					8	ア)市職員に対し、DVの実態や知識を学ぶための研修を実施します。 イ)学校関係者や保育所等の職員及び医療関係者に対して、DVの実態や知識、DV被害者家庭との関わり方の研修を実施します。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A	
		4	再発防止に向けての調査・研究	① 暴力の未然防止・再発防止のための情報収集	9	DVに関する研修会への参加や関係機関等との情報共有などを行い、暴力の未然防止・再発防止のための情報収集に努めます。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A	
II	暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進	1	DV被害者を早期に発見するための環境づくり	① 関係機関との連携・協力による早期発見	10	ア)子ども・子育て総合センターが中心となり、民生委員・児童委員、人権擁護委員、医療機関、学校、保育所、地域包括支援センター等に対し、DVに関する知識や通報方法に關しての周知を行うことにより、連携・協力を強化し、被害者の早期発見に努めます。 イ)要保護児童対策地域協議会実務者会議・ケース会議等で情報の共有化を図ります。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター） 【関係課】社会福祉課 高齢福祉課 健康増進課 国保年金課 保育課 学校教育課	B	
					11	DV被害者又は発見者から連絡を受けた場合、子ども・子育て総合センターをはじめとする相談窓口で連絡・相談し、速やかな対応に努めます。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター） 【関係課】社会福祉課 高齢福祉課 健康増進課 国保年金課 保育課 学校教育課	A	
					12	市民が利用する身近な施設への相談窓口カードの設置を始め、男女共同参画広報紙「みいな」や広報「なすしおばら」での周知に努めます。	市民協働推進課	A	
		2	関係機関と連携した相談体制の充実	① 相談窓口の機能充実	13	子ども・子育て総合センター内に設置している婦人相談員を中心にDVの専門的な相談の総合窓口として対応できるよう、相談員の充実や関係機関との連携強化などを行い、機能充実を図ります。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A	
					14	DV被害者本人から関係機関（市の機関）の相談窓口で相談があった場合に確実にDV相談窓口（子ども・子育て総合センター）につながるよう連携強化を図ります。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A	
					15	専門的知識を得られるよう婦人保護業務に関する研修会への積極的な参加に努めます。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A	
		3	障害者・高齢者・外国人への対応の充実	① 高齢者に対するDV防止の啓発	16	介護保険等のパンフレット作成時に、高齢者虐待防止の観点から啓発を行います。	高齢福祉課	A	
					② 障害者・高齢者・外国人に対する見守りや相談業務の充実	17	地域包括支援センターが相談窓口となり、「権利擁護」の一方法である成年後見制度についての周知を図り支援を行います。	高齢福祉課	A
						18	自立支援協議会※を通じ、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所等に対し、相談業務の充実を図り、障害者虐待防止の観点からの取組について周知します。 ※障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第15条に規定されている組織。地域における障害者福祉に関する関係者による連携及び支援体制に関する協議を行うために設置されている。	社会福祉課	B
					19	外国人生活相談窓口を開設します。	市民協働推進課	A	
					20	外国人転入者には、外国人生活相談窓口の案内チラシの配布を行います。	市民協働推進課	A	
		4	DV被害者を孤立させないための情報提供の推進	① DV被害者への定期的な連絡	21	婦人相談員による経過確認を行うとともに必要な情報の提供に努めます。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	B	
					22	身近な親族や友人の有無などDV被害者の身辺状況を確認し、支援者がいない場合は適切な関係機関につなぎ、被害者の孤立を防げるよう努めます。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	B	

基本目標NO.	基本目標	基本施策NO.	基本施策	具体的な施策NO.	具体的な施策	事業No.	事業内容	担当部署	評価 (H29~R3 年度までの5 年間の見込)
		5	苦情への迅速かつ適切な対応の推進	①	苦情の対応	23	被害者からの苦情があった場合は、相談窓口を設置している子ども・子育て総合センターを中心に関係者会議を実施します。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A
Ⅲ	被害者の早期発見及び相談体制の充実	1	DV被害者の安全対策の強化	①	関係機関（避難場所）との連携	24	関係機関（とちぎ男女共同参画センターや母子生活支援施設等）との連携を深め、被害者に対して協力して安全対策を図れるよう体制強化に努めます。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A
				②	DV被害者の受入体制の整備	25	DV被害者が他市町村へ避難する際は、自立して生活できるよう避難先自治体へ必要に応じ情報提供を行うなどして受入体制を整備します。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A
				③	一時避難場所の確保・支援の強化	26	多様化・複雑化するDV被害者の支援に対応するため、DV被害者等緊急一時避難支援事業を実施します。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	B
		2	DV被害者の支援者等の安全対策の徹底	①	安全確保のための情報提供	27	DV被害者本人へ相談内容や相談先を外部に漏らすことのないよう注意喚起し、必要に応じて警察にも協力依頼を行います。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A
Ⅳ	DV被害者の自立に向けての支援の充実	1	自立支援システムの構築	①	民間シェルター運営の支援	28	那須塩原市女性保護団体運営費補助金の交付を行います。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	B
				②	一時避難所との情報共有	29	一時保護所に入所後も連携を図り、情報の共有を図ります。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A
				①	無料法律相談の斡旋	30	必要に応じ、市で行っている無料法律相談、とちぎ男女共同参画センター内で実施している無料法律相談、法テラス、栃木県弁護士会などへの案内を行います。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	B
				①	カウンセリングの実施	31	日本カウンセリング学会認定カウンセラーによる「こころの相談」を毎月2回実施します。	社会福祉課	B
				①	関係機関（学校・保育所・教育機関等）との連携の強化	32	親のDVを見せることは児童虐待でもあるため、子どもの様子を注意深く見守りながら、関係機関との連携を図ります。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A
				①	個人情報の取扱い	33	緊急の場合、安全確保のため必要な情報は関係機関へ提供しますが、本人に了解を得るなどするほか、情報の秘密を保持します。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A
				②	住民基本台帳の閲覧制限の支援措置	34	ア)DV被害者の住民票・戸籍の附票の発行制限、住民基本台帳の閲覧用の名簿から除外をします。 イ)住民基本台帳端末で支援対象者である旨のメモの表示が出るように設定します。 ウ)関係市町村に通知をします。 エ)第三者から請求があった住民票、戸籍の附票交付については、取扱注意のメモを添付して交付します。 オ)本人通知制度により第三者の請求時に支援対象者及び警察に情報提供を行います。	市民課	A
				③	関係機関（学校・保育所・教育機関等）への配慮すべき事項の周知	35	加害者が子どもの就学先を訪ねることがあることから、特段の配慮が必要なため、関係者に対応方法や配慮すべき事項の周知を行います。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A
		2	生活再建に向けた支援策の充実	①	市営住宅の目的外使用による入居	36	DV防止法による保護命令の決定を受けたDV被害者、一時保護されたDV被害者への市営住宅への入居に配慮し、関係機関と連携を図り適切な対応を行います。	都市整備課	A
				②	母子生活支援施設の活用	37	子どもを同伴するDV被害者については状況に応じ、市外の母子生活支援施設との連携と活用を図ります。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	C
				①	保育所等の入園や学校の入学の配慮	38	DVに関連する転出入については、面談を行い、具体的な状況を把握するよう努めます。指定校変更や区域外就学等に対応し、転出先が分からないように各市町村教育委員会間で配慮します。	学校教育課	A
				①	保育所等の入園や学校の入学の配慮	39	保育所や学校等の入学等に関しては、関係機関と連携し、情報提供を行うなど、申請しやすい環境の提供を行います。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A
				②	各種福祉制度に関する情報の提供と活用への支援	40	DV被害者の状況に応じて、国民健康保険、母子福祉関連制度、児童扶養手当等様々な福祉施策の情報提供を行い、関係課と連携しながら経済的自立の支援を行います。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター） 【関係課】 ・子育て支援課 ・社会福祉課 ・高齢福祉課 ・国保年金課	A
				③	DV被害者の再就職の支援	41	母子父子自立支援員による自立支援プログラム策定を行い、ハローワークと連携し、就労支援を行います。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A
V	計画を推進するために	2	計画推進及び進行管理体制の強化	①	連絡調整体制の充実	42	本計画に基づき庁内関係部局が計画を推進するために庁内推進委員会を開催します。委員会では、各事業の進捗状況の把握と進行管理を行います。	子育て支援課（子ども・子育て総合センター）	A

本計画の体系

□内の番号は事業番号

基本理念 男女間のあらゆる暴力の根絶





第4章

計画の内容



第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり

1 市民へのDV防止啓発の推進

【今後の方向性】

DVに関する市民の理解は、意識調査の結果から確実に高まってきており、相談につながるケースが増えてはいるものの、依然としてDVを防止するには至っていません。また、配偶者間だけではなく、SNSなどで安易につながりを持った男女間で起きる交際相手からの暴力も問題になってきています。

配偶者や交際相手からの暴力をはじめとするあらゆる暴力の防止のためには、配偶者等からの暴力について正しい理解と認識を深めるための教育・啓発を実施し、配偶者等からの暴力防止に向けた意識の向上を図ります。

本市では、男女共同参画広報紙「みいな」を利用して、DVについての知識や防止のための啓発を行っているほか、年間をとおして市ホームページで周知を図っていきます。特に、若年層への意識啓発を行うため、高校生等を対象にデートDVの寸劇とグループワークによる出張セミナーなど周知啓発を行っていきます。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021) 年度実績	令和9(2027) 年度目標	担当部署
①広報紙等による広報・啓発	1 男女共同参画広報紙「みいな」や市ホームページなどで、分かりやすい表現に配慮し、より多くの方がDVについての情報を得られるよう工夫に努めます。	「みいな」市広報誌に1ページ掲載年6回(5月・7月・9月・11月・1月・3月) Web版「みいな」への掲載 年3回	「みいな」市広報誌に1ページ掲載年6回 Web版「みいな」の掲載 年3回	市民協働推進課 子育て相談課 【関係課】 ・社会福祉課
②中高生を対象としたDVの知識と防止のための啓発	2 若年層からの意識啓発を行うため、学生を対象にDVについての正しい知識の周知に努めます。	デートDV防止パンフレット配布(1,826冊)高校生出前講座として、デートDVの動画視聴と意識調査(362人)を実施(県立高校2校)	デートDVパンフレット配布(2,000冊)高校生出前講座による、デートDVの啓発(県立高校3校、500人)	市民協働推進課

2 学校における人権教育や男女共同参画教育の推進

【今後の方向性】

男女間のあらゆる暴力を根絶するためには、子どもの頃から人権教育や男女共同参画意識教育をとおして命の大切さや男女が互いに相手の人権を尊重する意識を一人一人に根付かせることが重要です。

学校教育の中で様々な人権問題や性に関する指導を行い、特に中学生に対しては、思春期教育の一環として社会科、保健体育等の授業でデートDV予防授業を行っています。

子どもの頃からの教育の重要性を踏まえ、学校教育活動全体をとおして子どもたちの人権教育、男女共同参画意識教育の中で、SNSなどの使い方の注意喚起などを含め、子どもの発達の段階に応じたDV防止につながる教育を進め、DVに対する意識を高めていきます。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021)年度実績	令和9(2027)年度目標	担当部署
①学校における人権教育の充実	<p>③基本的人権の尊重を重要な位置付けとして、各小中学校で実施している人権教育や人権擁護委員による人権啓発を推進します。</p> <p>ア)人権の花運動【対象：小学校】花を児童が協力して育てることを通じて、人権尊重思想を育みます。</p> <p>イ)人権教室・人権講話【対象：小中学校】人権教室、講話において、人権尊重の大切さを学びます。</p>	<p>ア)実施 市内小学校4校 イ)人権教室・人権講話の実施 市内中学校2校</p>	継続して実施	市民協働推進課
	<p>④児童・生徒、保護者、教員に対し、人権教育支援訪問を活用した人権教育ワークショップ等を行います。</p>	<p>人権教育ワークショップ等を実施した学校数 12校</p>	<p>人権教育ワークショップ等を実施した学校数 30校</p>	学校教育課

②学校における男女共同参画教育・学習の充実	5 ア)学校での性に関する指導の中で、男女平等の理念やDV防止につながる内容を学習します。 イ)男女平等の理念やDV防止等に関する指導について研究を推進します。	保健体育・道徳・学級活動・社会科等において性に関する指導や人権教育を実施	継続して実施	学校教育課
③DV防止のための保護者（大人）教育	6 DV防止につながる内容をテーマとした生涯学習出前講座を実施します。	各課に対し「生涯学習課出前講座案内に登録できるよう働きかけを行った。」	各課に対し「生涯学習出前講座案内に登録できるよう働きかけを行う」	生涯学習課
④思春期教育（デートDVの危険性や予防）の学習及び指導内容の研究	7 ア)中学校の思春期教育として、デートDVの危険性や予防について学習します。 イ)デートDVの危険性・予防方法について指導内容の研究を推進します。	保健体育・道徳・学級活動・社会科等において性に関する指導や人権教育を実施。	継続して実施	学校教育課 【関係課】 ・子育て相談課

3 職務関係者等への研修の実施

【今後の方向性】

DV防止と被害者支援には、市、公共機関等のDV被害者に関わる職務関係者の資質の向上が重要です。

特に、DV被害者の家庭の子どもたちは、児童虐待のリスクが高くなるため、直接関わることになる学校や保育所等の職員が、問題の早期発見・早期対応に努める必要があります。そのため、関係機関・職員のDVに関する知識を向上させ、DVのある家庭の子どもへの対応力の向上に努めます。

また、医療現場でのDVに対する認識を確認し、DVに関する理解とDV被害者への関わり方について連携を図ります。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021)年度実績	令和9(2027)年度目標	担当部署
①市職員、教職員及び医療関係者を対象とした研修	8 ア)市職員、学校関係者や保育所等の職員及び医療関係者に対して、DVの実態や知識、DV被害者家庭との関わり方の研修を実施します。	研修会の実施1回(DV基本計画庁内推進員、学校関係者、保育所等職員)	年1回研修会の実施	子育て相談課

4 再発防止に向けての調査・研究

【今後の方向性】

DV防止法の制定以来、DVに対する取組が、加害者責任の追及よりも、加害者の元を離れることを前提とした被害者の安全確保や、その後の自立支援に重点が置かれたものとなっています。

前計画策定時において加害者更生について検討を行いましたが、実施については実効性が不透明であることから実現は難しい状況でした。

令和3(2021)年3月に公表があった内閣府が実施した加害者プログラムに関する調査研究報告書では、民間団体と協働によるDV加害者の更生プログラムの試行を行い、参加者の意識や行動に一定の変化があったといった報告がされていますが、実施については、リスクアセスメント、多機関連携、法的整備など課題が多く、市が取り組むことは現状として難しいと考えます。

このような状況を踏まえ、国の調査研究や関係団体等の取組に関する情報を収集しながら、本市ができる再発防止策を研究していきます。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021)年度実績	令和9(2027)年度目標	担当部署
①暴力の未然防止・再発防止のための情報収集	9 DVに関する研修会への参加や関係機関等との情報共有などを行い、暴力の未然防止・再発防止のための情報収集に努めます。	実施 県主催の婦人保護業務研修会4回参加	継続して実施	子育て相談課
②DV防止をはじめ、再発防止のため啓発を実施検討	10 市民に対しDV防止に関するセミナーの実施を検討し、DV防止、DVを受けた際の対応について啓発を図ります。…新規	新規のため実績なし	継続して実施	市民協働推進課

基本目標Ⅱ DV被害者の早期発見及び相談体制の充実

1 DV被害者を早期に発見するための環境づくり

【今後の方向性】

DVは親しい間柄や家庭内で起こるため表面化しにくいことから、外部からの発見が難しく、その行為がエスカレートし、被害が深刻化する特性があります。

早期発見するために、保健・医療機関や学校関係者、福祉関係者や地域で活動している人たちなどDVを発見しやすい立場にある関係者に対し、通報窓口や通報方法の周知徹底を努めます。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021)年度実績	令和9(2027)年度目標	担当部署
①関係機関との連携・協力による早期発見	11 ア)子育て相談課が中心となり、民生委員・児童委員、人権擁護委員、医療機関、学校、保育所、地域包括支援センター等に対し、DVに関する知識や通報方法に関する周知を行うことにより、連携・協力を強化し、被害者の早期発見に努めます。 イ)要保護児童対策地域協議会実務者会議・ケース会議等で情報の共有化を図ります。	実施 ア) 地区民生委員定例会等に出席しDVなどの相談窓口などを行った。 イ) 毎月行われる要保護児童対策地域協議会のケース会議等に婦人相談員が出席し情報共有を行った。	継続して実施	子育て相談課 【関係課】 ・社会福祉課 ・高齢福祉課 ・健康増進課 ・国保年金課 ・保育課 ・学校教育課
①関係機関との連携・協力による早期発見	12 DV被害者又は発見者から連絡を受けた場合、子育て相談課をはじめとする相談窓口で連絡・相談し、速やかな対応に努めます。	実施	継続して実施	子育て相談課 【関係課】 ・社会福祉課 ・高齢福祉課 ・健康増進課 ・国保年金課 ・保育課 ・学校教育課
②相談窓口の周知	13 市民が利用する身近な施設への相談窓口カードの設置を始め、男女共同参画広報紙「みいな」や広報「なすしお	実施	継続して実施	市民協働推進課

	ばら」での周知に努めます。			
--	---------------	--	--	--

2 関係機関と連携した相談体制の充実

【今後の方向性】

本市におけるDVに関する相談回数は年々増え続け、相談の内容は複雑で多岐にわたっています。適切なDV被害者支援を行うためには、関係機関との連携が不可欠です。

DV被害者は加害者からの報復や家庭の事情など様々な理由から支援を求めることをためらうことも考えられます。DV被害者の安全確保を最優先としながらも、今後の生活について被害者が主体的に考え、自己決定できるように寄り添いながら支援をしていきます。

婦人相談員等が適切な情報提供を行うとともに、関係課の効果的な連携により円滑な支援が行える体制を整備することが重要です。DV被害者が気軽に相談でき、状況により避難の手助けや、自立のための支援など、適切な情報提供、関係機関との連携などを総合的に進めていきます。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021)年度実績	令和9(2027)年度目標	担当部署
①相談窓口の機能充実	14 子育て相談課内に設置している婦人相談員を中心にDVの専門的な相談の総合窓口として対応できるよう、相談員の充実や関係機関との連携強化などを行い、機能充実に努めます。	DV相談件数 51人	DV相談件数 80人	子育て相談課
②複合的な課題への対応	15 DV問題に限らず家庭等における、多様化・複雑化する課題について、庁内関係機関にとらわれず、横断的・包括的な支援体制を構築し、様々な相談を受け止め、関係機関と連携し相談支援を行う。… 新規	重層的支援会議でのケース検討 …未実施	重層的支援会議でのケース検討 実施	社会福祉課

③ 関係機関 (市の機関) との連携	16 DV被害者本人から 関係機関(市の機関)の 相談窓口相談があった 場合に確実にDV相談 窓口(子育て相談課) につながるよう連携強 化を図ります。	実施 市内DV対応マニ ュアルを作成し 内容の更新を行 い関係課と共有 を行った。	継続して実施	子育て相談 課 【関係課】 ・社会福祉課 ・高齢福祉課 ・健康増進課 ・国保年金課 ・保育課 ・学校教育 課
④ 相談員の育 成	17 専門的知識を得られ るよう婦人保護業務に 関する研修会への積極 的な参加に努めます。 また、その専門性にも 鑑み適切な処遇とな るよう努めます。…充 実	実施 県主催の婦人保 護業務の研修の ほか関連する研 修を受講した。	継続して実施	子育て相談 課

3 障害者・高齢者・外国人への対応の充実

【今後の方向性】

DV被害者には、高齢者、障害者、外国人も含まれ、コミュニケーションを上手にとれないなど困難を抱えている場合もあり、問題が顕在化しにくい状況にあります。

それぞれが持つ特性のために相談窓口にとどり着くことがより困難な状態にあることを踏まえ、本人や家族を含む地域住民に対するDV問題の啓発などを通じ、日ごろから関係機関・団体との綿密な連携を図ります。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021) 年度実績	令和9(2027) 年度目標	担当部署
① 高齢者に対するDV防止の啓発	18 介護保険等のパンフレット作成時に、高齢者虐待防止の観点から啓発を行います。	実施 パンフレットを作成し関係機関へ配布	継続して実施	高齢福祉課
② 障害者・高齢者・外国人に対する見守りや相談業務の充実	19 地域包括支援センターが相談窓口となり、「権利擁護」の一方法である成年後見制度についての周知を図り支援を行います。	実施 パンフレットを作成し関係機関へ配布	継続して実施	高齢福祉課

②障害者・高齢者・外国人に対する見守りや相談業務の充実	20 地域自立支援協議会※を通じ、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所等に対し、相談業務の充実を図り、障害者虐待防止の観点からの取組について周知します。 ※障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第 15 条に規定されている組織。地域における障害者福祉に関する関係者による連携及び支援体制に関する協議を行うために設置されている。	実施 地域自立支援協議会において障害者虐待防止の観点から取り組みの周知を行った。	継続して実施	社会福祉課
②障害者・高齢者・外国人に対する見守りや相談業務の充実	21 外国人生活相談窓口を開設します。	実施 相談件数 241 件 ※DV に関する相談はなし	継続して実施	市民協働推進課
③外国人相談窓口の周知強化	22 外国人転入者には、外国人生活相談窓口の案内チラシの配布を行います。	実施 外国人生活ガイドブックを転入時に配布	継続して実施	市民協働推進課

4 DV被害者を孤立させないための情報提供の推進

【今後の方向性】

DV被害者が避難後、安心して地域生活を送ることができるようにするため、支援者たちと適度な距離を保ちつつ、孤立せずに必要なケアを受けながら自立へ向けた準備を進めていくことができる環境の整備を図ります。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021)年度実績	令和9(2027)年度目標	担当部署
①DV被害者への定期的な連絡	23 婦人相談員による経過確認を行うとともに必要な情報の提供に努めます。	実施 相談者の意向沿って経過確認を行った。	継続して実施	子育て相談課
②DV被害者に対する支援のコーディネート	24 DV被害者の周辺状況を的確に把握し、支援者がいない場合は適切な関係機関につなぎ、被害者の孤立を防げるよう努めます。	実施 被害者の生活状況を十分に把握し必要な場合は関係機関への連携を行った。	継続して実施	子育て相談課

5 苦情への迅速かつ適切な対応の推進

【今後の方向性】

DVに関する相談や支援等を行う上で、DV被害者の安全確保と二次被害防止に留意して対応するよう職員への周知に努めていますが、それでも適切な対応がなされない場合もあり得ます。

DV被害者から市の対応への苦情等があった場合には、関係各課で適切に対応する事ができるよう、苦情を分析し見直しを行っていきます。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021)年度実績	令和9(2027)年度目標	担当部署
①苦情の対応	25 被害者からの苦情があった場合は、相談窓口を設置している子育て相談課を中心に関係者会議を実施します。	実施 苦情は寄せられてなかったが、対応できるよう常時情報共有を図っている。	継続して実施	子育て相談課

基本目標Ⅲ 安全に配慮した支援体制の充実

1 DV被害者の安全対策の強化

【今後の方向性】

通報により発見されたDV被害者や一時保護を求める被害者に対しては、一時保護所や警察、市の関係機関、民間支援団体が連携しながら迅速に被害者の身の安全を確保することが不可欠です。

年々複雑・多様化するケースに対しても迅速に対応できるよう、支援体制の強化を図ります。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021) 年度実績	令和9(2027) 年度目標	担当部署
① 関係機関 (避難場所) との連携	26 関係機関(とちぎ男女共同参画センターや母子生活支援施設等)との連携を深め、被害者に対して協力して安全対策を図れるよう体制強化に努めます。	実施 関係機関とは積極的に連携を図り、安全対策を行った。	継続して実施	子育て相談課
② DV被害者の受入体制の整備	27 DV被害者が他市町村へ避難する際は、自立して生活できるよう避難先自治体へ必要に応じ情報提供を行うなどして受入体制を整備します。	実施 必要に応じて、避難先の自治体の相談員へ情報提供などの連携を行った。	継続して実施	子育て相談課
③ 一時避難場所の確保・支援の強化	28 多様化・複雑化するDV被害者の支援に対応するため、DV被害者等緊急一時避難支援事業を実施します。	実施 被害者の適切な避難が実施されたため利用者は居なかった。	実施	子育て相談課

2 DV被害者の支援者等の安全対策の徹底

【今後の方向性】

DV被害者だけでなく、DV被害者の支援者も、加害者からの被害者追及の対象にされる場合があります。支援者の安全確保を行っていきます。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021) 年度実績	令和9(2027) 年度目標	担当部署
① 安全確保のための情報提供	29 DV被害者本人へ相談内容や相談先を外部に漏らすことのないよう注意喚起し、必要に応じて警察にも協力依頼を行います。	実施	継続して実施	子育て相談課

基本目標Ⅳ DV被害者の自立に向けての支援の充実

1 DV被害者の保護のための支援

【今後の方向性】

那須塩原市では、DV被害者の一時保護の機能を有していない為、県の保護所や民間のシェルター等に依頼し、一時保護を行っています。

DV被害者が安心できる一時避難施設の確保に向け、県や民間シェルターとの連携を行っていきます。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021) 年度実績	令和9(2027) 年度目標	担当部署
①民間シェルター運営の支援	30 DV被害者の保護において、民間シェルターとの連携により体制の強化が図れるため、運営団体に対し、那須塩原市女性保護団体運営費補助金の交付を行います。	実施 1団体交付	継続して実施	子育て相談課
②一時避難所との情報共有	31 DV被害者の自立に向けて一時保護所に入所後も連携を図り、情報の共有を図ります。	実施 入所者があった場合漏れなく情報共有を行った。	継続して実施	子育て相談課

2 司法的解決に向けた支援

【今後の方向性】

DV被害者が加害者から離れて新しい生活を始める場合には、様々な手続きの場面で司法的な解決が必要になることもあります。

離婚の手續に当たって調停や裁判などを行う場合は、弁護士等の支援と共に、DV被害者が安心して司法解決に臨めるよう婦人相談員等が被害者の支援を行っていきます。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021) 年度実績	令和9(2027) 年度目標	担当部署
①無料法律相談の斡旋	32 必要に応じ、市で行っている無料法律相談、とちぎ男女共同参画センター内で実施している無料法律相談、法テラス、栃木県弁護士会などへの案内を行います。	実施 被害者の状況を適切に把握し、必要に応じて案内を行った。	継続して実施	子育て相談課

3 心の回復に向けた支援

【今後の方向性】

DV被害者は様々な暴力を繰り返し受ける中で、心身の不調を抱えることも多く、例えば加害者から逃れられたとしても、加害者が迫ってくるのではないかという恐怖心、将来への不安など、様々な悩みを複合的に抱えることにより、不安定な精神状態に陥り、時には日常生活が困難になる場合もあります。

こうしたことから、大きな精神的ダメージを受けたDV被害者が心身の健康を取り戻し、地域で生活していくためには、専門的な知識をもつ精神科医への相談やカウンセラーを案内するなど、包括的な支援を行っていきます。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021) 年度実績	令和9(2027) 年度目標	担当部署
① カウンセリングの実施	33 日本カウンセリング学会認定カウンセラーによる「こころの相談」を毎月2回実施します。	実施	継続して実施	社会福祉課

4 子どもに対する支援

【今後の方向性】

DVは家庭内で起こることが多く、その環境で暮らす子どもの多くは、深刻な影響を受けています。子どもが両親の暴力を目の当たりにすることは、児童虐待に当たると法律で定められており、子どもの心理に大きな影響を与えることとなります。

子どもの心のケアが非常に重要であることから、児童相談所や学校・保育所等と連携を図っていきます。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021) 年度実績	令和9(2027) 年度目標	担当部署
① 関係機関（学校・保育所・教育機関等）との連携の強化	34 親のDVを見せることは児童虐待でもあるため、子どもの様子を注意深く見守りながら、関係機関との連携を図ります。	実施 被害者に子どもがいる場合は、同センター内の家庭相談員と情報共有を行った。	継続して実施	子育て相談課

5 個人情報の保護

【今後の方向性】

D Vの相談は、広い範囲の人間関係に関わる内容を含んでおり、プライバシーに深く立ち入ることになることから、慎重に管理しなければなりません。

また、住民基本台帳の閲覧制限をしているD V被害者については、安全確保の面からその個人情報について細心の注意を払い、管理を行っていきます。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021) 年度実績	令和9(2027) 年度目標	担当部署
①個人情報の取扱い	35 緊急の場合、安全確保のため必要な情報は関係機関へ提供しますが、本人に了解を得るなどするほか、情報の秘密を保持します。	実施 個人情報の取扱いについて内規を定め、被害者本人に理解を得て、情報共有を行った。	継続して実施	子育て相談課
②住民基本台帳の閲覧制限の支援措置	36 ア)D V被害者の住民票・戸籍の附票の発行制限、住民基本台帳の閲覧用の名簿から除外をします。 イ)住民基本台帳端末で支援対象者である旨のメモの表示が出るように設定します。 ウ)関係市町村に通知をします。 エ)第三者から請求があった住民票、戸籍の附票交付については、取扱注意のメモを添付して交付します。 オ)本人通知制度により第三者の請求時に支援対象者及び警察に情報提供を行います。	実施 ア) 被害者の求めに応じ適切に実施した。 イ) システムの設定を行い、注意喚起を行った。 ウ) 対象者が転入出する場合は、関係自治体と連絡を行った。 エ) 取組のとおり実施 オ) 取組のとおり実施 その他、措置期限到来者については連絡を行い、意思確認を行っている。	継続して実施	市民課

③ 関係機関 (学校・保育所・教育機関等)への配慮すべき事項の周知	37 加害者が子どもの就学先を訪ねることや問い合わせがあることから、特段の配慮が必要なため、関係者に対応方法や配慮すべき事項の周知を行います。	実施 関係機関へ情報提供など行った。	継続して実施	子育て相談課
--------------------------------------	---	-----------------------	--------	--------

6 住居確保のための支援

【今後の方向性】

住居の確保はDV被害者の生活再建の上からも重要です。前計画策定後には住宅セーフティネット制度が整備され、住居の確保の選択肢は増えておりますが、保証人や経済的な問題で、住居を確保することが困難な場合があり、十分ではありません。このため、市では引き続き市営住宅の入居に対して配慮し、個別の対応をしていきます。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021)年度実績	令和9(2027)年度目標	担当部署
①市営住宅の目的外使用による入居	38 DV防止法による保護命令の決定を受けたDV被害者、一時保護されたDV被害者への市営住宅への入居に配慮し、関係機関と連携を図り適切な対応を行います。	実施 入居0件 相談0件	継続して実施	都市整備課
②母子生活支援施設の活用	39 子どもを同伴するDV被害者については状況に応じ、母子生活支援施設との連携と活用を図ります。	実施 施設委託件数0件	継続して実施	子育て相談課

7 経済的自立のための支援

【今後の方向性】

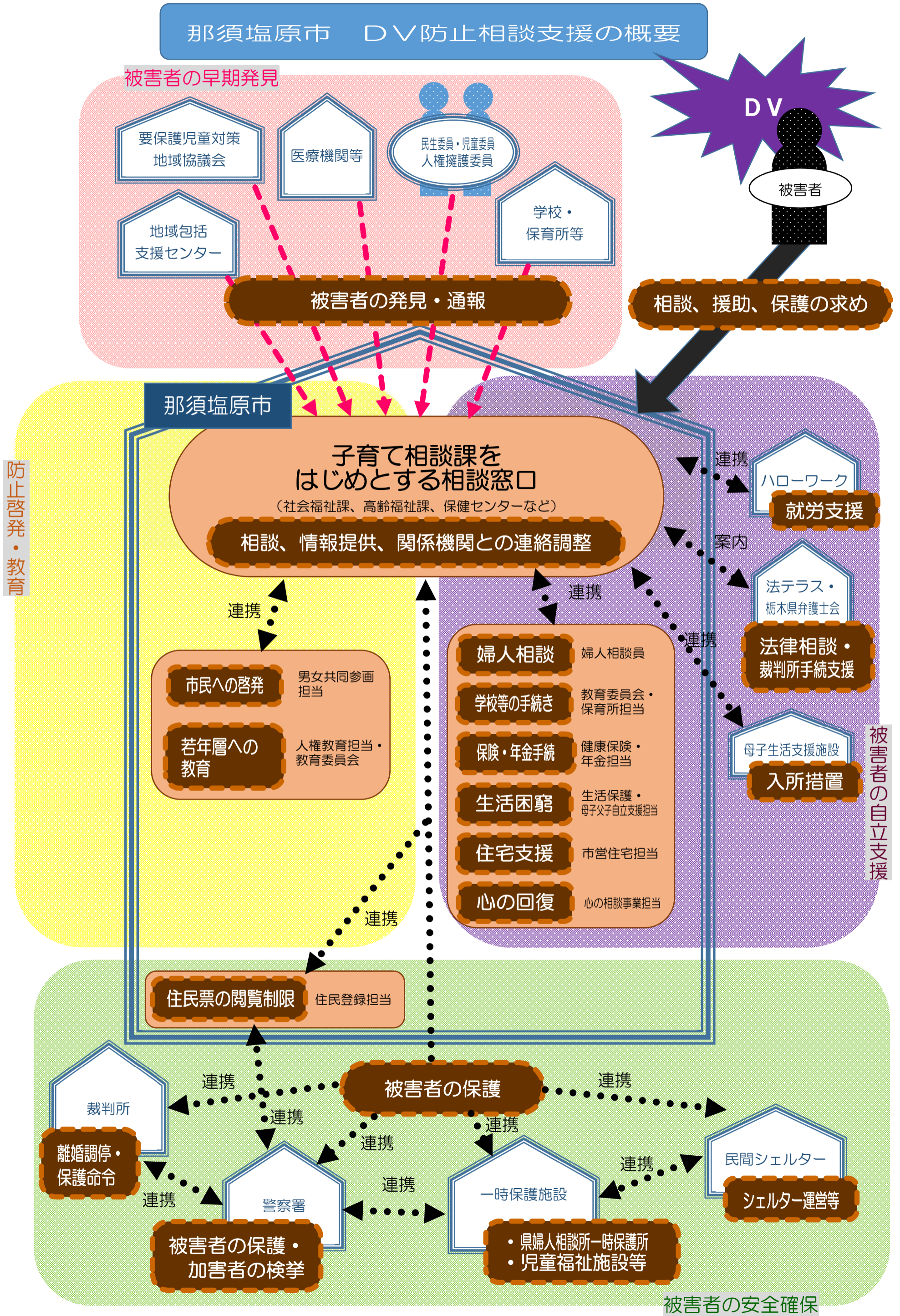
DV被害者は、専業主婦であったり、就業していてもDVから逃れる際に職を失ってしまう場合などがあり、生活面や経済的に弱い立場にあることが多く、さらに子どもを同伴している被害者は、金銭面や就園・就学についても不安を抱えています。

す。このような被害者が支援を受けられるよう情報提供を行っていきます。

具体的な施策	事業内容	令和3(2021) 年度実績	令和9(2027) 年度目標	担当部署
①保育所等の入園や学校の入学の配慮	40 DVに関連する転出入については、面談を行い、具体的な状況を把握するよう努めます。指定校変更や区域外就学等で対応し、転出先が分からないように各市町村教育委員会間で配慮します。	実施 状況を適切に把握しながら、転出入管理をおこなうことができた。	継続して実施	学校教育課
①保育所等の入園や学校の入学の配慮	41 保育所や学校等の入学等に関しては、関係機関と連携し、情報提供を行うなど、申請しやすい環境の提供を行います。	実施	継続して実施	子育て相談課
②各種福祉制度に関する情報の提供と活用への支援	42 DV被害者の状況に応じて、国民健康保険、母子福祉関連制度、児童扶養手当等様々な福祉施策の情報提供を行い、関係課と連携しながら経済的自立の支援を行います。	実施	継続して実施	子育て相談課 【関係課】 ・子育て支援課 ・社会福祉課 ・高齢福祉課 ・国保年金課
③DV被害者の再就職の支援	43 母子父子自立支援員による自立支援プログラム策定を行い、ハローワークと連携し、就労支援を行います。	実施	継続して実施	子育て相談課

※計画の全体的な連携やそれぞれの役割について、概要を図にまとめたものを次ページ(P.39)に掲載していますのでご参考ください。

那須塩原市 DV防止相談支援の概要





参 考 资 料



参考資料

出典：【那須塩原市男女共同参画社会に関する市民意識調査】（令和3年）

出典：【男女間における暴力に関する調査報告書（内閣府男女共同参画局）】（令和3年）

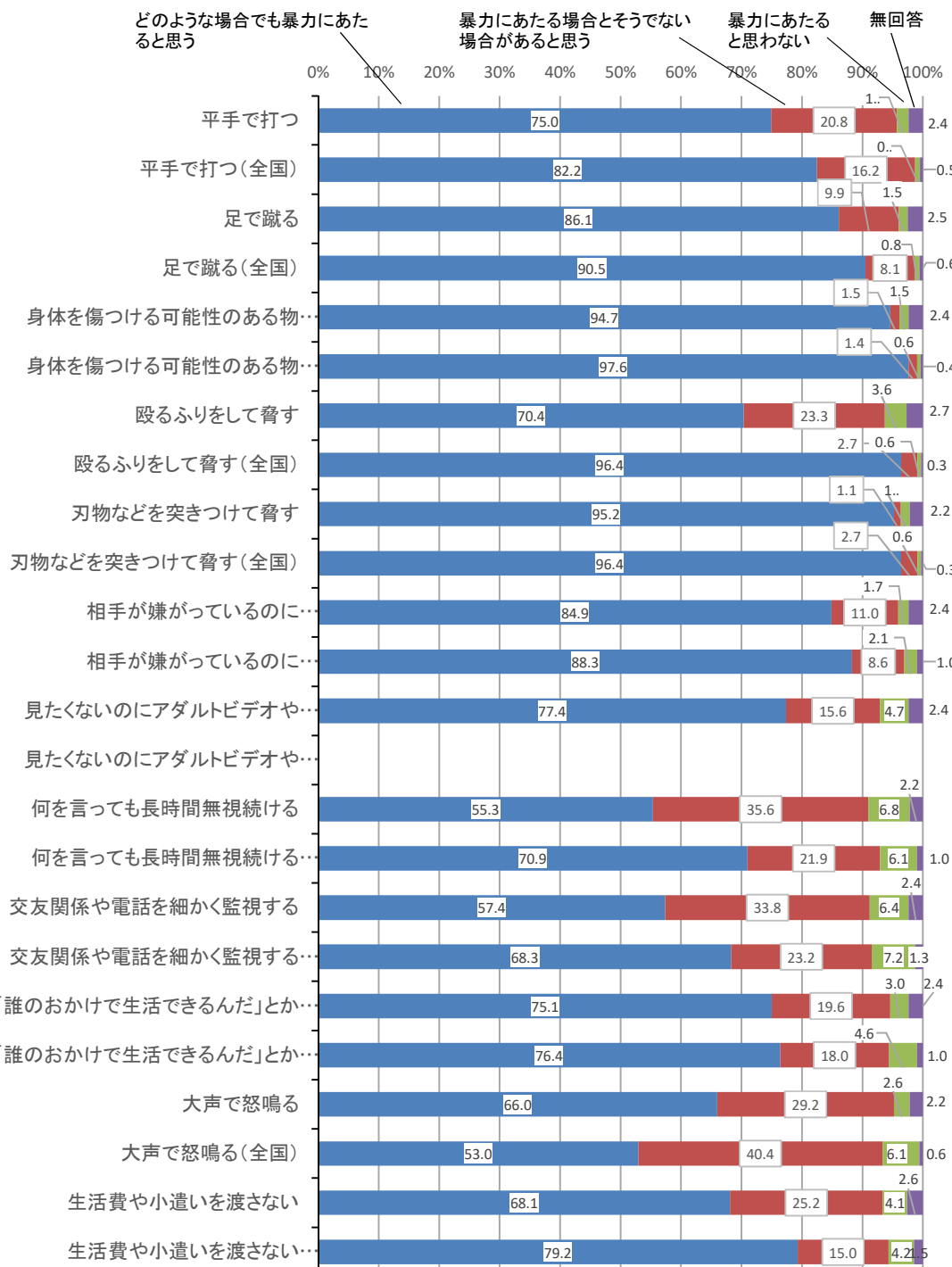
※集計結果で示す数値は、百分率（％）で表示しており、小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合があります。

DVについて

（1）配偶者・パートナー間の暴力について

【全体】

問9 あなたは、次のようなことが配偶者・パートナーや恋人の間で行われた場合、それは暴力だと思いますか。



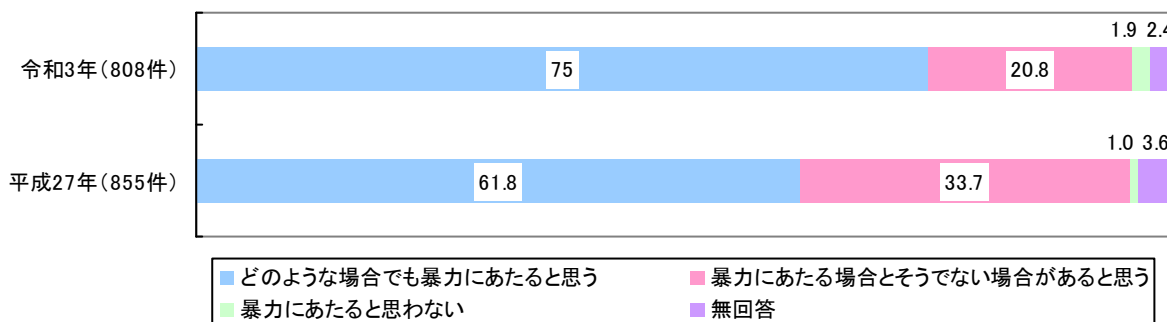
配偶者・パートナーや恋人の間での、どのような行為が暴力にあたると思うかについて、「どのような場合でも暴力にあたる」では、「刃物などを突きつけて脅す」が95.2%で最も多く、「身体を傷つける可能性のある物などで殴る」94.7%、「足で蹴る」86.1%の順で、その他の項目すべてで50%を超える結果となった。

出典：【那須塩原市男女共同参画社会に関する市民意識調査】（平成27（2015）年・令和3（2021）年）

【経年比較 %】

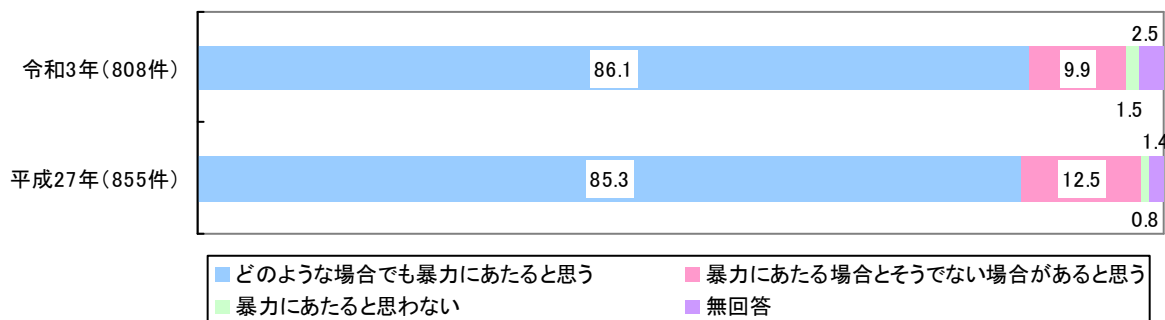
① 平手で打つ

平成27（2015）年調査（前計画策定時）と比べて、「どのような場合でも暴力にあたると思う」は13.2ポイント増加、「暴力にあたる場合とそうでない場合があると思う」は12.9ポイント減少している。



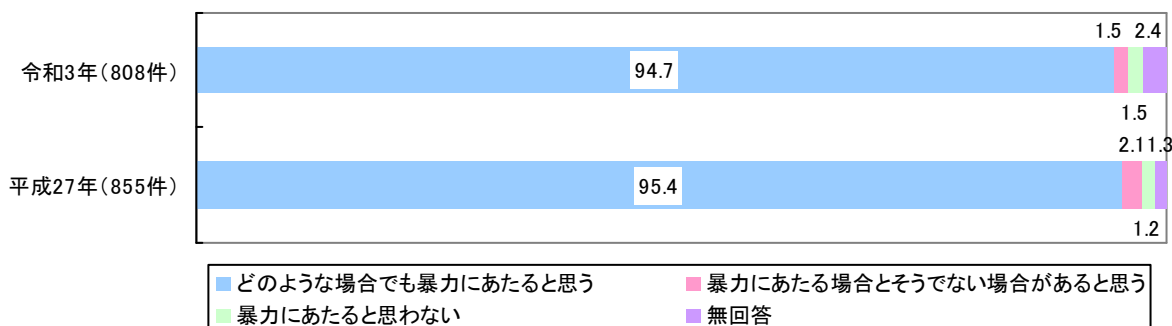
② 足で蹴る

平成27（2015）年調査と比べて、「どのような場合でも暴力にあたると思う」は0.8ポイント増加、「暴力にあたる場合とそうでない場合があると思う」は2.6ポイント減少している。



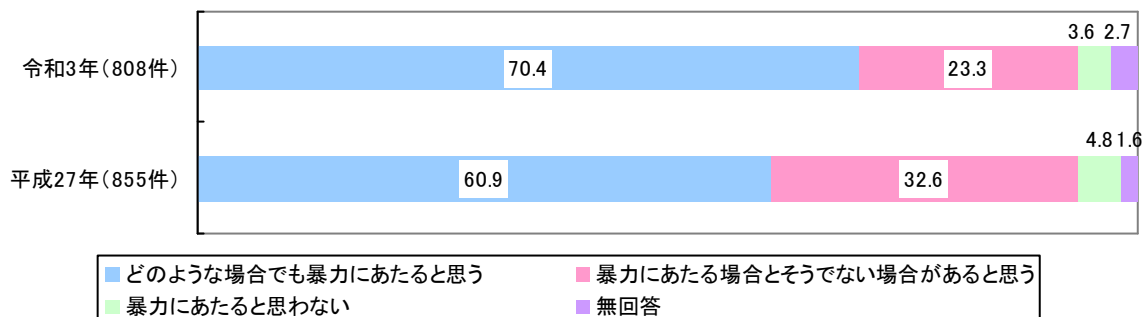
③ 身体を傷つける可能性のある物などで殴る

平成27（2015）年調査と比べて、「どのような場合でも暴力にあたると思う」は0.7ポイント減少、「暴力にあたる場合とそうでない場合があると思う」は0.6ポイント減少、「暴力にあたると思わない」は0.3ポイント増加している。



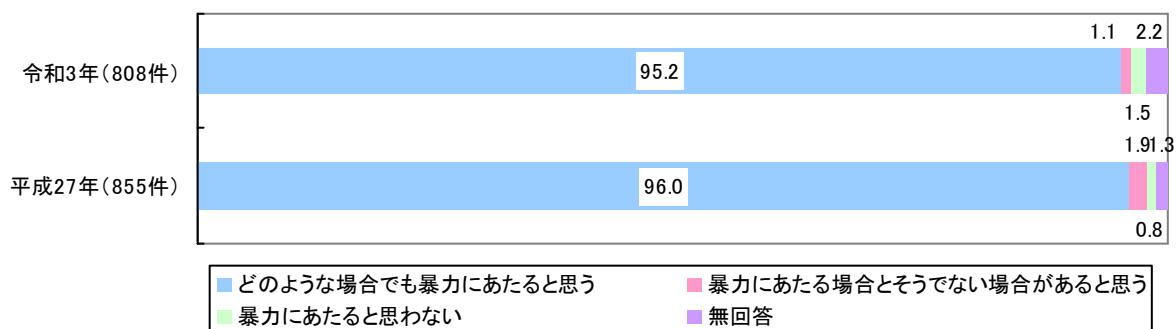
④ 殴るふりをして脅す

平成 27 (2015) 年調査と比べて、「どのような場合でも暴力に当たると思う」は 9.5 ポイント増加、「暴力にあたる場合とそうでない場合があると思う」は 9.3 ポイント減少、「暴力にあたると思わない」は 1.2 ポイント減少している。



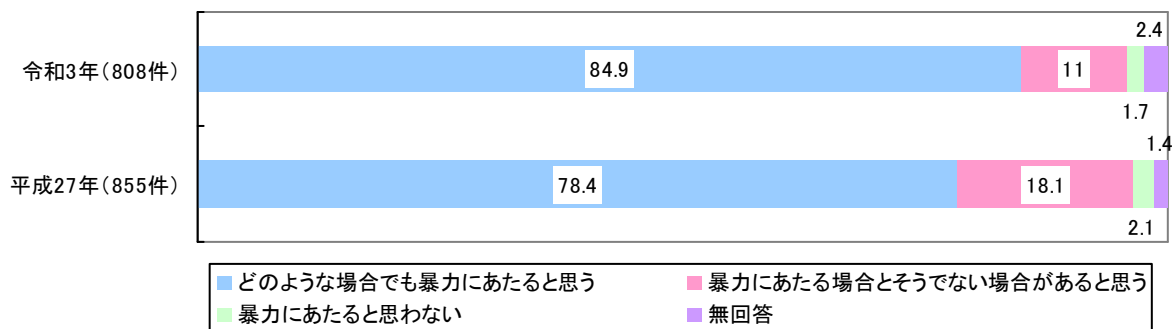
⑤ 刃物などを突きつけて脅す

平成 27 (2015) 年調査と比べて、「どのような場合でも暴力に当たると思う」は 0.8 ポイント減少、「暴力にあたる場合とそうでない場合があると思う」は 0.8 ポイント減少、「暴力にあたると思わない」は 0.7 ポイント増加している。



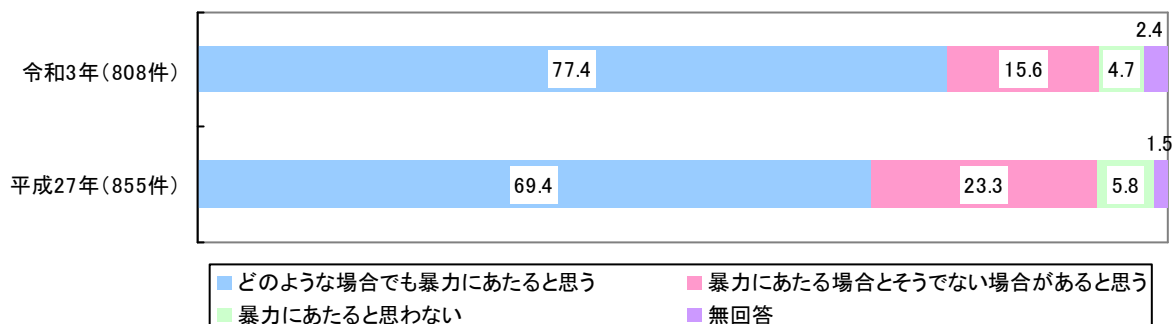
⑥ 相手が嫌がっているのに性的な行為を強要する

平成 27 (2015) 年調査と比べて、「どのような場合でも暴力に当たると思う」は 6.5 ポイント増加、「暴力にあたる場合とそうでない場合があると思う」は 7.1 ポイント減少しており、「暴力にあたると思わない」0.4 ポイント減少している。



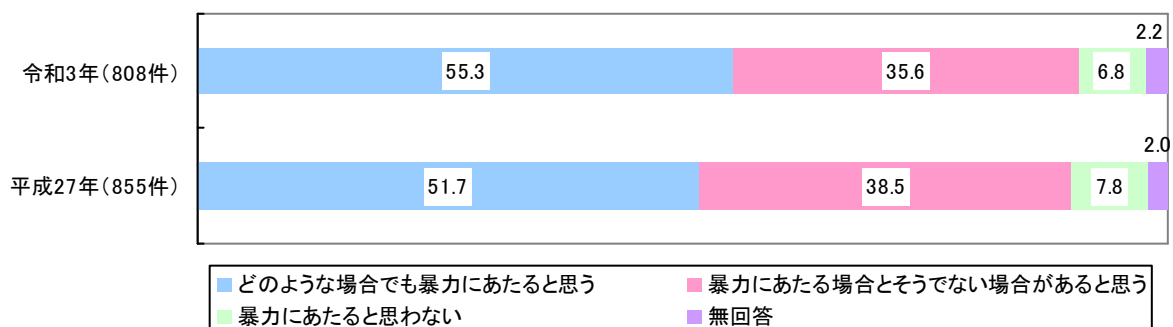
⑦ 見たくないのにアダルトビデオやポルノ雑誌を見せる

平成 27 (2015) 年調査と比べて、「どのような場合でも暴力に当たると思う」は 8.0 ポイント増加、「暴力にあたる場合とそうでない場合があると思う」は 7.7 ポイント減少、「暴力にあたると思わない」は 1.1 ポイント減少している。



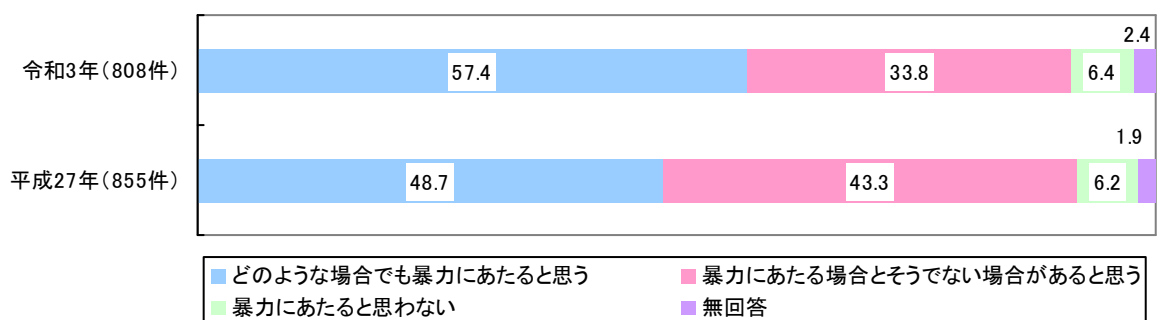
⑧ 何を言っても長時間無視し続ける

平成 27 (2015) 年調査と比べて、「どのような場合でも暴力に当たると思う」は 3.6 ポイント増加、「暴力にあたる場合とそうでない場合があると思う」は 2.9 ポイント減少、「暴力にあたると思わない」は 1.0 ポイント減少している。



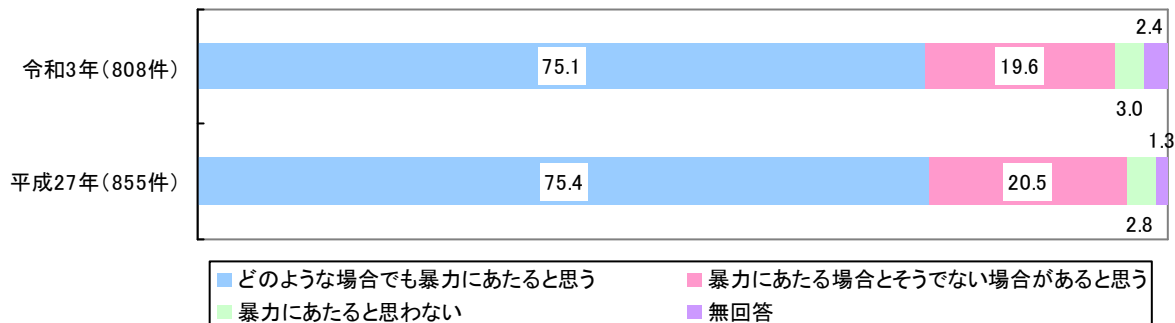
⑨ 交友関係や電話を細かく監視する

平成 27 (2015) 年調査と比べて、「どのような場合でも暴力に当たると思う」は 8.7 ポイント増加、「暴力にあたる場合とそうでない場合があると思う」は 9.5 ポイント減少、「暴力にあたると思わない」は 0.2 ポイント増加している。



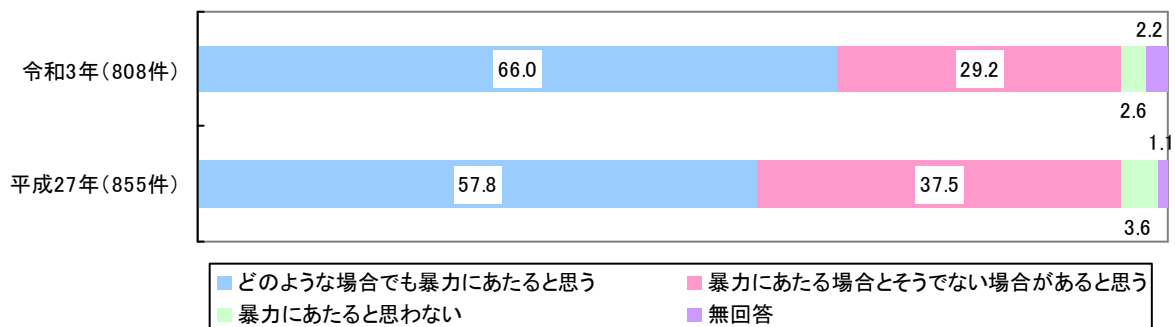
⑩ 「誰のおかげで生活できるんだ」とか「稼ぎが悪い」などと言う

平成 27 (2015) 年調査と比べて、「どのような場合でも暴力に当たると思う」は 0.3 ポイント減少、「暴力にあたる場合とそうでない場合があると思う」は 0.9 ポイント減少、「暴力にあたると思わない」は 0.2 ポイント増加している。



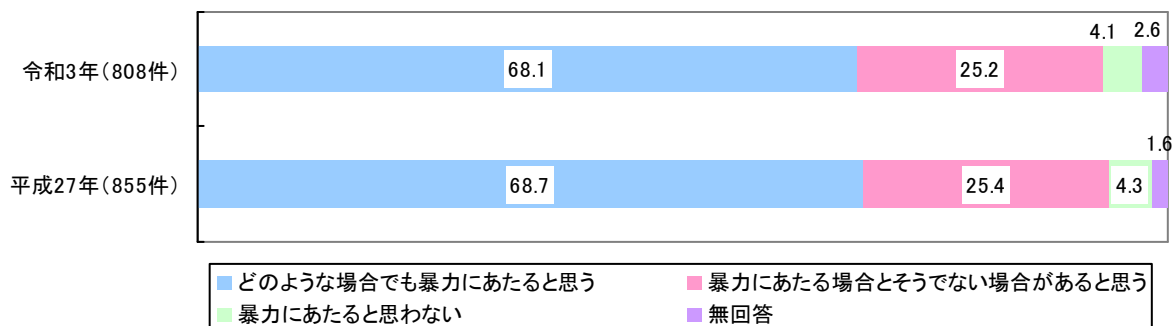
⑪ 大声で怒鳴る

平成 27 (2015) 年調査と比べて、「どのような場合でも暴力に当たると思う」は 8.2 ポイント増加、「暴力にあたる場合とそうでない場合があると思う」は 8.3 ポイント減少、「暴力にあたると思わない」は 1.0 ポイント減少している。



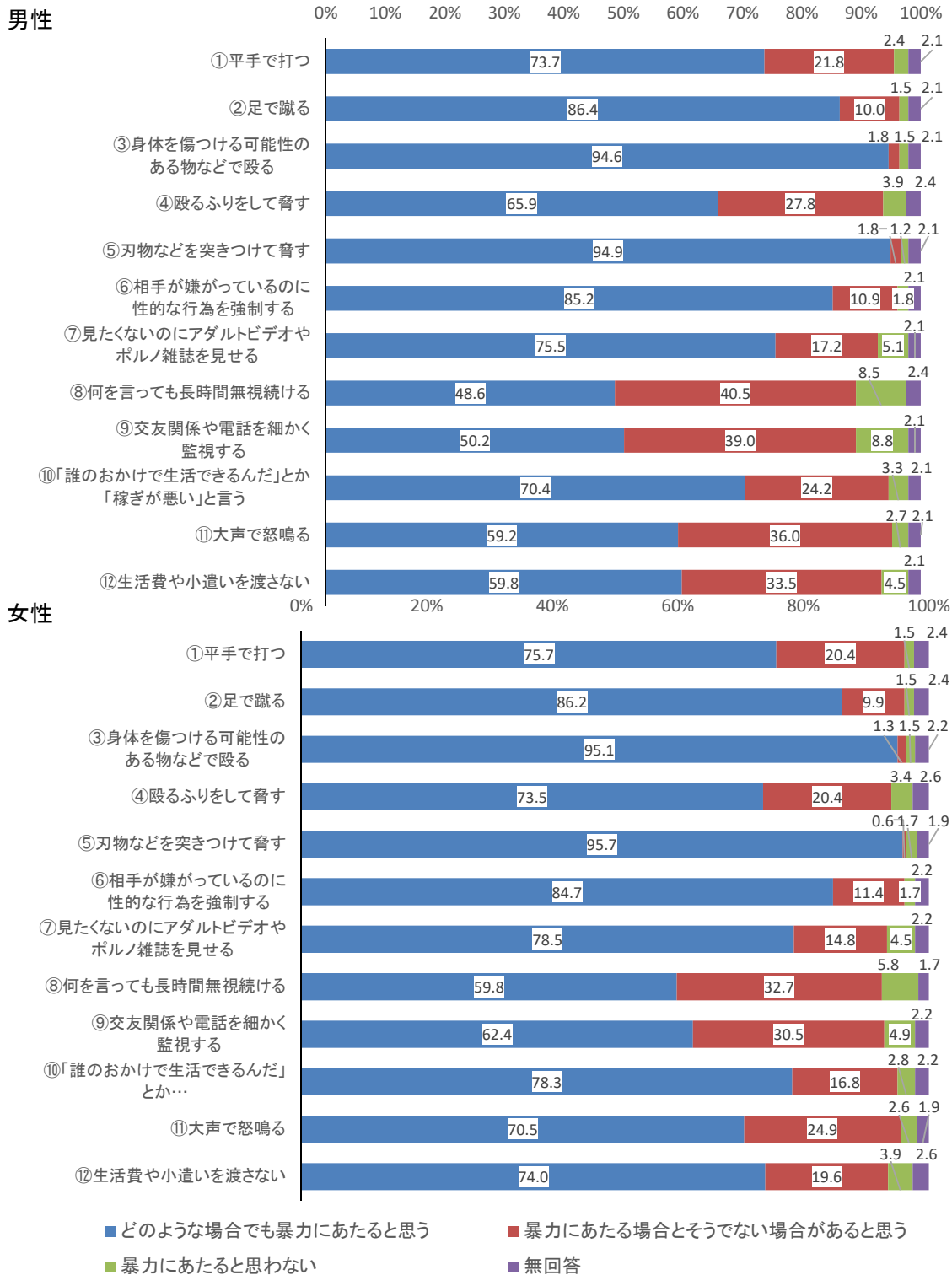
⑫ 生活費や小遣いを渡さない

平成 27 (2015) 年調査と比べて、「どのような場合でも暴力に当たると思う」は 0.6 ポイント減少、「暴力にあたる場合とそうでない場合があると思う」は 0.2 ポイント減少、「暴力にあたると思わない」は 0.2 ポイント減少している。



【性別（％）】

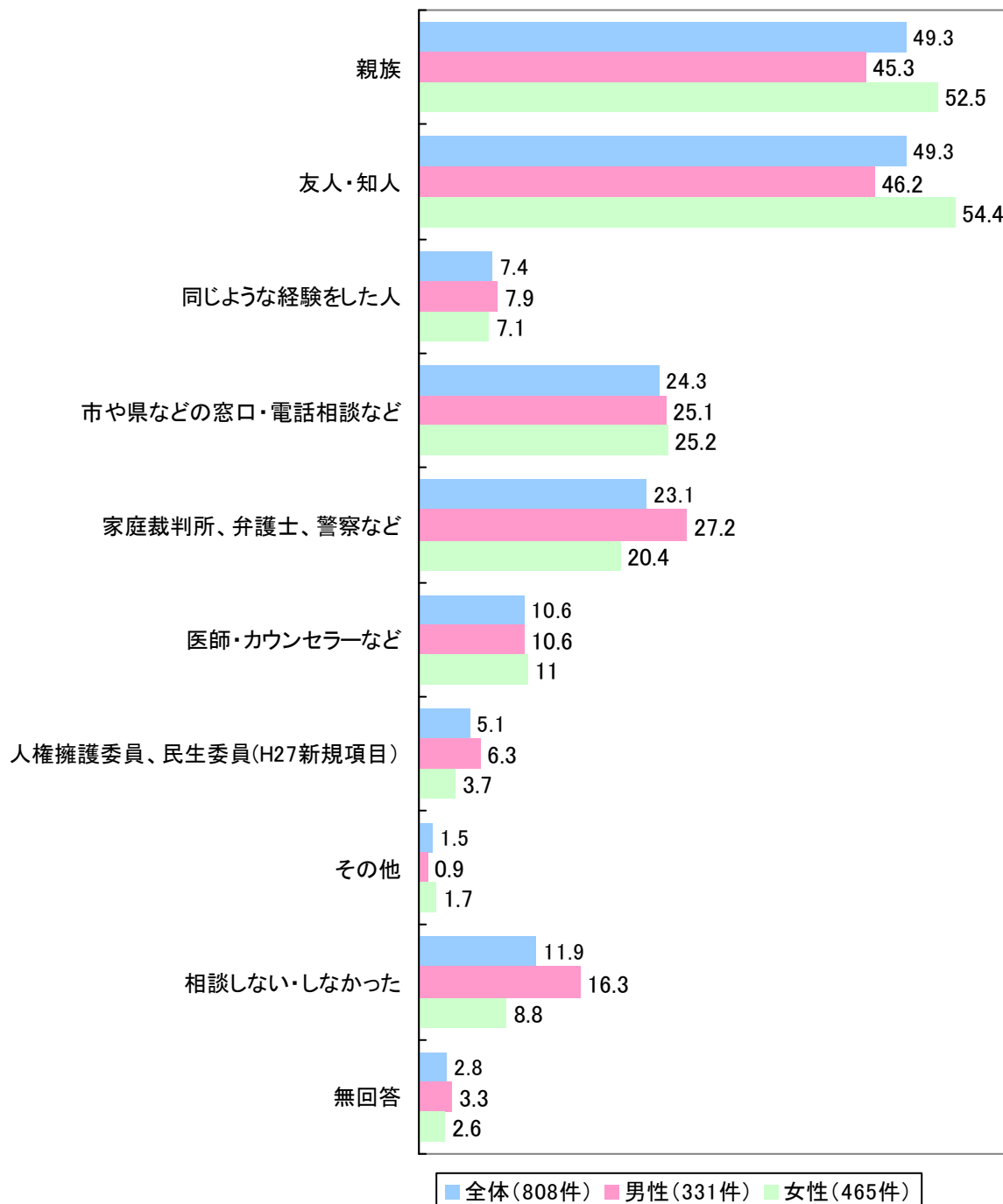
性別でみると、「どのような場合でも暴力にあたる」は12項目中10項目で女性が男性より高く、特に“小遣いや生活費を渡さない”では、女性が74.0%で男性の59.8%より14.2ポイント、“交友関係や電話を細かく監視する”では、女性が62.4%で男性の50.2%より12.2ポイント、それぞれ高くなっている。一方、男性が女性より高くなっている2項目の“足で蹴る”では、男性が86.4%で女性の86.2%より0.2ポイント、“嫌がっているのに性的な行為を強要する”では、男性が85.2%で女性の84.7%より0.5ポイント高くなっている。



(2) DVの相談先

問 17-1 今後もし暴力を「受けたり、見聞きしたら」、あるいは今までに「受けたり、見聞きしたことがある」場合は、だれに打ち明けたり、相談したりしますか、または相談しましたか。

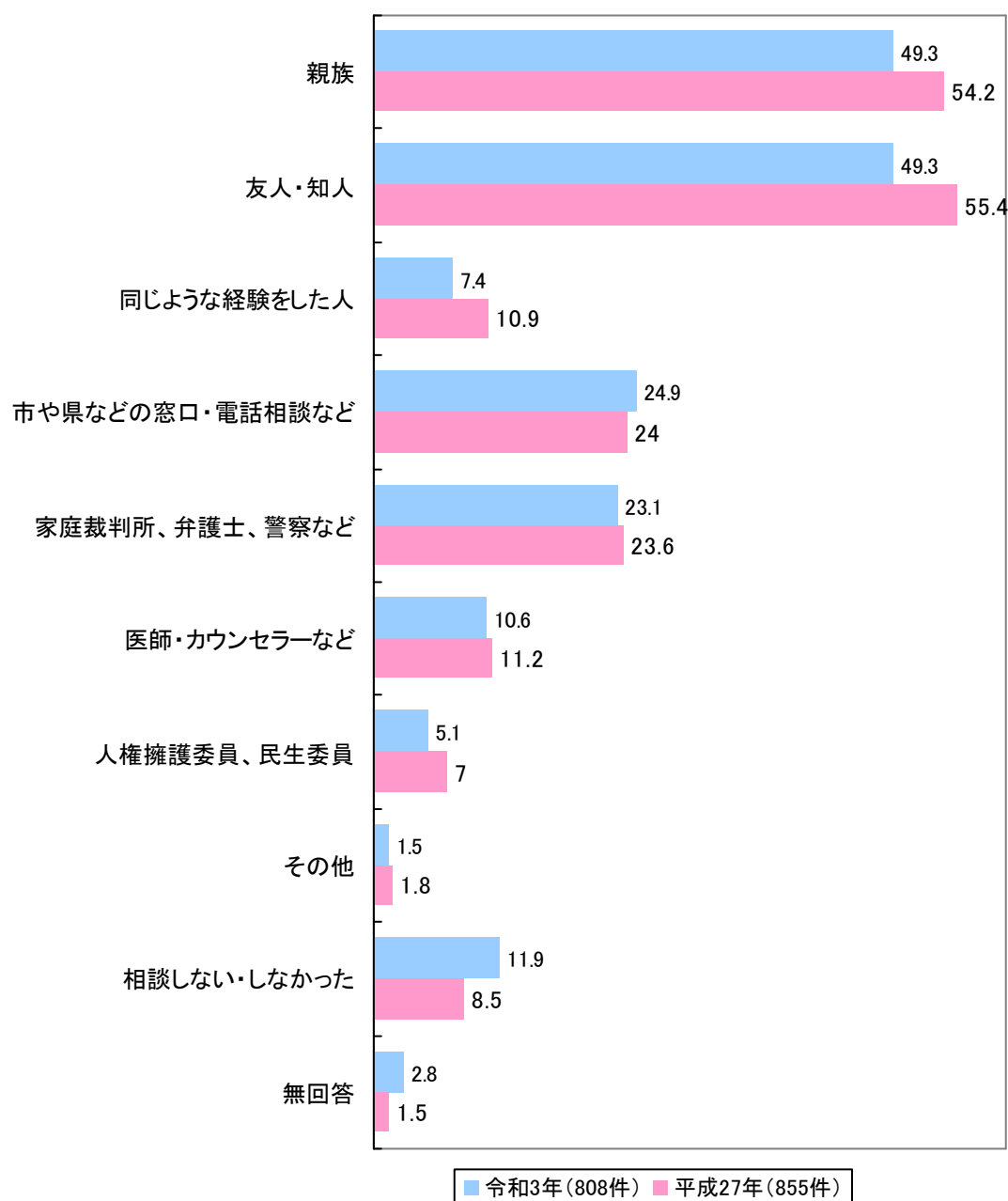
【全体・性別 (%)】



全体で見ると「親族」「友人・知人」が49.3%で最も高く、次いで、「市や県の窓口・電話相談」が24.3%となっている。

性別で見ると「友人・知人」は女性が54.4%で男性の46.2%より8.2ポイント、「親族」は女性が52.5%で男性の45.3%より7.2ポイント、それぞれ高くなっている。

【経年比較 (%)】

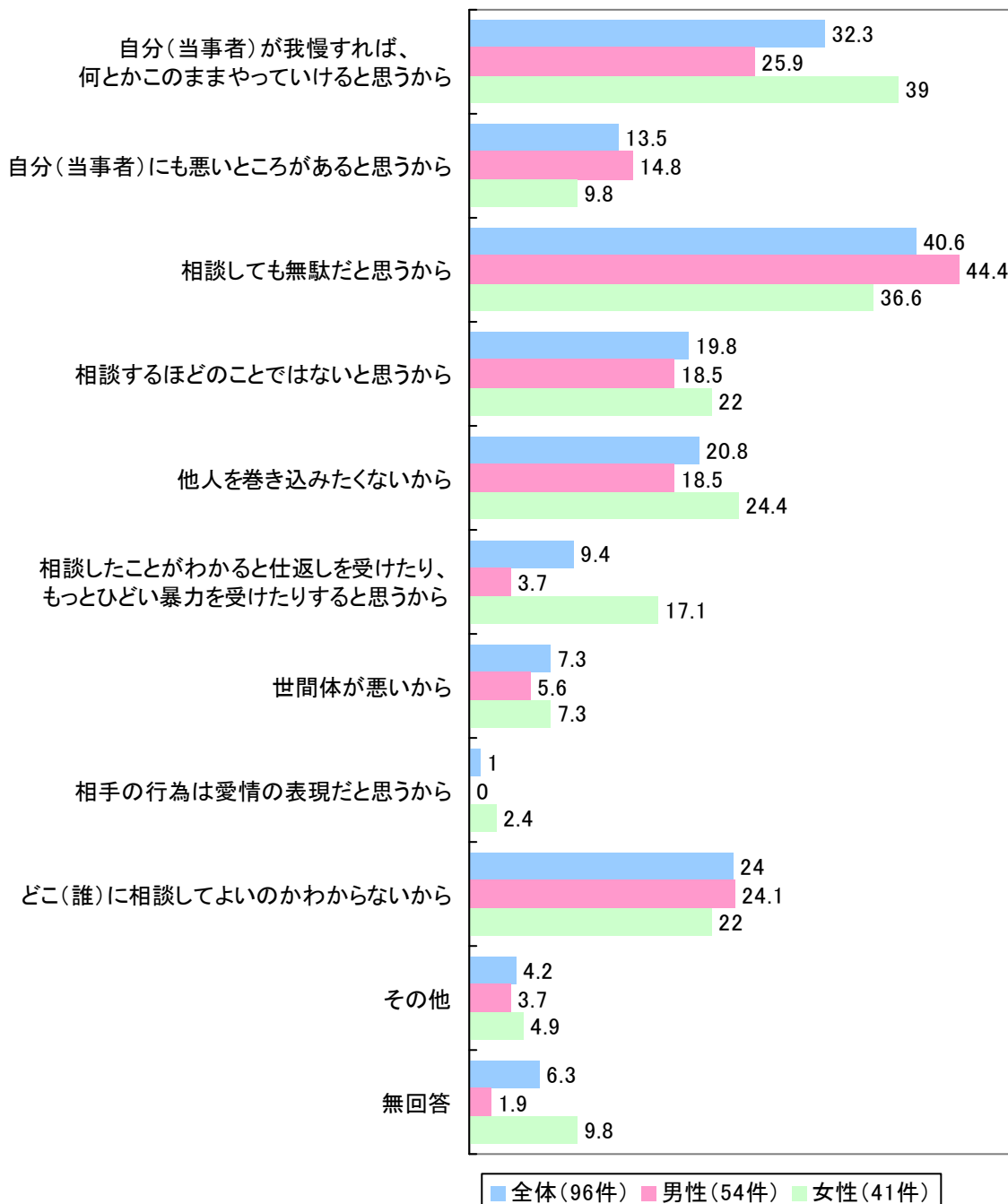


平成 27 (2015) 年調査と比べて、「親族」「友人・知人」項目はもっとも高い割合であることは変わらないが、それぞれ「親族」で 4.9 ポイント、「友人・知人」で 6.1 ポイント減少している。また、ポイントが増加している項目は、「市や県の相談窓口・電話相談」が 0.9 ポイント増加し、「相談しない・しなかった」では 3.4 ポイント増加している。

(3) 相談しなかった理由

問 17-2 <問 17-1 で、「9. 相談しない・しなかった」と回答した方に>
 相談しない・しなかったのはなぜですか。

【全体・性別 (%)】

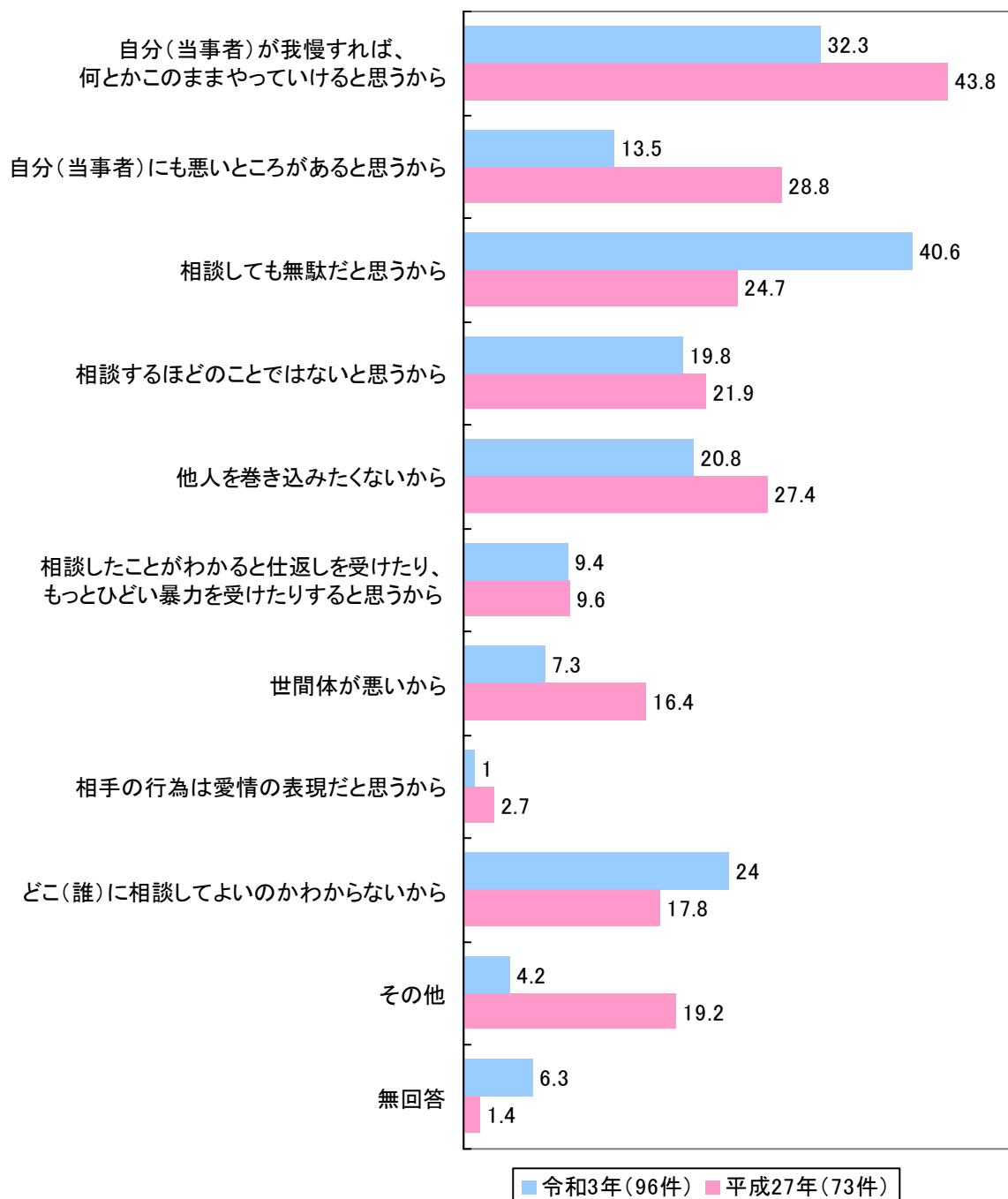


全体でみると「相談しても無駄だと思うから」が40.6%で最も高く、次いで、「自分が我慢すれば何とかこのままやっていけると思うから」が32.3%、の順になっている。

性別でみると、「相談居たことがわかると仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けたりすると思うから」は、女性が17.1%で男性の3.7%より13.4ポイント高くなっており、5倍近く多くなっている。一方、「相談しても無駄だと思うから」は男性が44.4%で女性の

36.6%より7.8ポイント高くなっている。

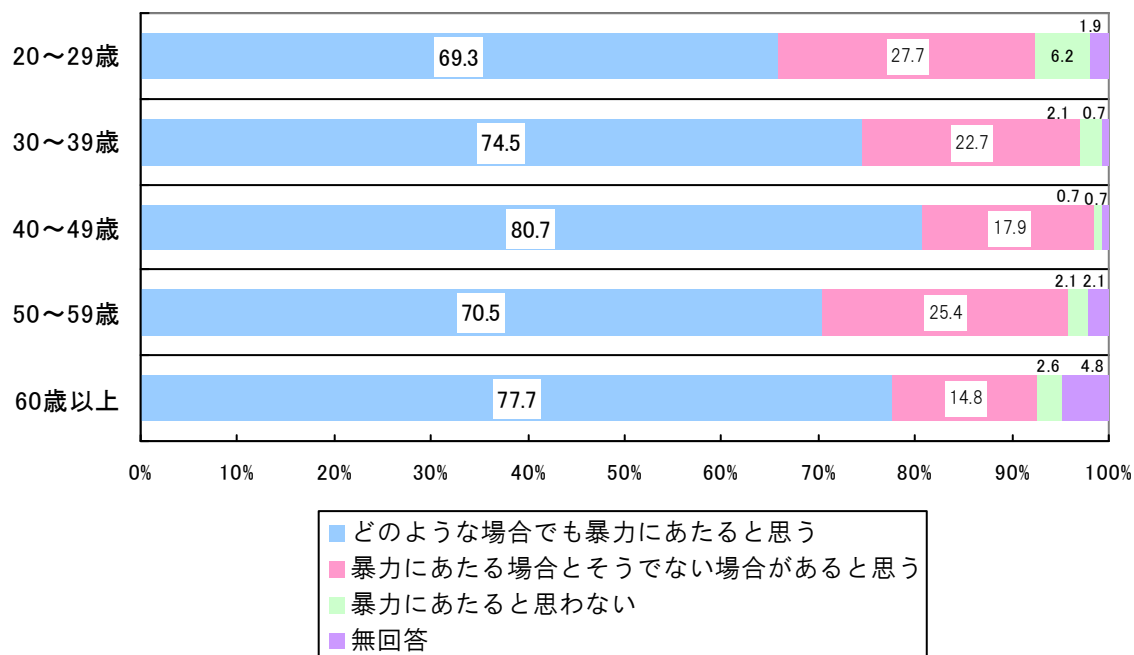
【経年比較 (%)】



平成 27 (2015) 年調査と比べて、最もポイントが増加している項目は「相談しても無駄だと思うから」で 15.9 ポイント、次いで、「どこ(誰)に相談してよいのかわからないから」6.2 ポイント増加している。また、最もポイントが減少している項目は「自分にも悪いところがあると思うから」で 15.3 ポイントとなっている。

【年代別】

平手で打つについて年代別に見ると、40～49歳が80.7%と最も高く、次いで60歳以上が77.7%、30～39歳が74.5%などの順になっている。



計画策定の経緯

期 日	内 容	備 考
令和4年5月31日	第1回庁内検討会議 1) 現計画（平成29～令和3年度）の評価・検証及び第3次計画への対応について 2) 計画策定日程について 3) 計画骨子（案）について	那須塩原市役所 西那須野庁舎 100 会議室
令和4年6月13日	第1回策定委員会 1) DVの現状と課題について 2) 計画策定スケジュールについて 3) 計画骨子（案）について	那須塩原市役所 西那須野庁舎 301 会議室
令和4年10月17日	第2回庁内検討会議 1) 第1回策定委員会の結果について 2) 計画素案の検討について	那須塩原市役所 西那須野庁舎 100 会議室
令和4年11月7日	第2回策定委員会 1) 計画素案について	那須塩原市役所 西那須野庁舎 100 会議室
令和4年12月8日	福祉教育常任委員会 所管事務調査 1) 計画案について	那須塩原市役所 本庁舎 303 会議室
令和4年11月28日 ～令和4年12月28日	パブリックコメントの実施 1) 計画案について	
令和5年1月6日	第3回庁内検討会議 1) パブリックコメントの結果について 2) その他	書面開催
令和5年1月13日	第3回策定委員会 1) パブリックコメントの結果について 2) その他	那須塩原市役所 西那須野支所 201・202 会議室
令和5年4月1日	計画策定	

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
〔平成十三年四月十三日法律第三十一号〕
〔総理・法務・厚生労働大臣署名〕

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情

にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したとき

は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九

年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止する

ため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、

被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶

者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申

立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、

その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用
(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載

すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一一日法律第一一三号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 〔略〕

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討等〕

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年五月二五日法律第五二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則〔中略〕第三十八条の規定 公布の日

二～四 〔略〕

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する

法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第五百九条の規定 公布の日
 - 二 〔略〕

那須塩原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 那須塩原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、広く関係者の意見を聴くため、那須塩原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民生委員児童委員
- (3) 自治組織の代表者
- (4) 男女共同参画推進団体の代表者
- (5) 福祉関係団体の代表者
- (6) 教育関係団体の代表者
- (7) 関係行政機関の代表者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、子ども未来部子育て支援課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

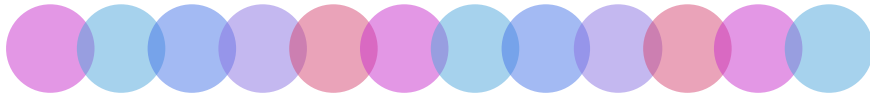
(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

那須塩原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画策定委員会委員名簿

No.	区分	委員種別	団体・組織名	氏名
1	第1号委員	学識経験者	国際医療福祉大学	松江 暁子
2			大田原人権擁護委員協議会	坂和 幸枝
3			栃木県弁護士会	高田 直之
4	第2号委員	民生委員児童委員	那須塩原市民生委員児童委員協議会連合会	大森 利男
5			那須塩原市民生委員児童委員協議会連合会	寺戸 博道
6	第3号委員	自治組織の代表者	那須塩原市自治会長連絡協議会	橋本 秀晴
7			那須塩原市自治会長連絡協議会	小泉 信三
8	第4号委員	男女共同参画推進団体の代表者	輝きネットなすしおばら	田村 ひろみ
9			輝きネットなすしおばら	菊地 裕子
10	第5号委員	福祉関係団体の代表者	特定非営利活動法人キッズシェルター	森田 野百合
11			認定特定非営利活動法人ウイメンズハウスとちぎ	丸山 文子
12			那須塩原市ひとり親家庭福祉連合会	高橋 美代子
13	第6号委員	教育関係団体の代表者	那須塩原市PTA連絡協議会	菱沼 貴代美
14			那須塩原市小中学校長会	染谷 武彦
15	第7号委員	関係行政機関の代表者	宇都宮地方法務局大田原支局	萩原 健一
16			栃木県那須塩原警察署	植木 康介
17			とちぎ男女共同参画センター	半田 貴章
18			那須塩原市福祉事務所	鹿野 伸二

任期：令和4（2022）年6月13日～令和5（2023）年3月31日



那須塩原市子ども未来部子育て相談課

〒329-2792

那須塩原市あたご町2番3号

TEL：0287-46-5538

FAX：0287-38-1515

E-mail:kosodatesoudan@city.nasushiobara.tochigi.jp

